

○柴山委員長 これより会議を開きます。

男女共同参画社会の形成の促進に関する件
国民生活の安定及び向上に関する件
警察に関する件

○柴山委員長 これより会議を開きます。

内閣の重要な政策に関する件、栄典及び公式制度に関する件、男女共同参画社会の形成の促進に関する件、国民生活の安定及び向上に関する件及び警察に関する件について調査を進めます。

各件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房参考人として内閣官房内閣審議官

官房内閣審議官由木文彦君、内閣官房内閣審議官山崎和之君、内閣官房内閣審議官武藤義哉君、内閣官房内閣審議官佐々木裕介

官房内閣審議官佐々木克樹君、内閣官房内閣審議官古谷雅彦君、内閣官房内閣審議官北村博文君、内閣官房大臣官房審議官鈴木俊彦君、経済産業省大臣官房審議官石川正樹君、海上保安庁次長岸本邦夫君、環境省大臣官房審議官三好信俊

君、防衛省大臣官房審議官吉田正一君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柴山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○柴山委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。後藤祐一君。

○後藤(祐)委員 本日は、特定秘密保護法の関連と集団的自衛権の行使に関する問題、この二つを聞きたいと思います。

まず、特定秘密に関するです。

今、情報保全諮問会議というところでこの法律の施行に向けた検討が行われていると伺つております

ますが、一月十七日に一回目の会議が開かれた後は各委員と事務局の間で質疑のやりとりがされていきますといふところ、そこには

いふと伺つております。今、委員の質問に対し事務局が回答をしたといふ状況で、それぞれの質疑の内容をそれぞれの

委員に委員名を伏せた形で送られているという状況だと伺つておりますが、この質問と回答については、この中のある委員から、国会議員に対してはその質問と回答について大臣側の方から責任を持つて情報提供していただけないかという要請があつたというふうに伺つております。

しかも、この委員によれば、その内容について特段秘密にするような話はないのではないかといふふうにも伺つておりますが、この質問と回答について、少なくとも国会議員である我々に情報提供いただけないでしようか。これについての森大臣の答弁をお願いします。

○森国務大臣 情報保全諮問会議は有識者の委員の皆様に参加をいたしましておられますが、この質問と回答について、少なくとも国会議員から昨日の昼ごろにあつたというふうに伺つております。

政令や運用基準に盛り込むべき事項について、現在、各委員と率直な意見交換をしておりますが、その率直な意見交換を確保する必要があるということから、現時点において各委員との個別のやりとりを公開することは考えておりません。御指摘のように、委員の皆様に、ほかの委員から寄せられた御質問や御意見がわかるように、委員名は伏せた上で、その問い合わせをお答えというのは全員の委員に共有できるようにお示しをしているところとございます。

○柴山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○柴山委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。後藤祐一君。

○後藤(祐)委員 本日は、特定秘密保護法の関連と集団的自衛権の行使に関する問題、この二つを聞きたいと思います。

まず、特定秘密に関するです。

今、情報保全諮問会議というところでこの法律の施行に向けた検討が行われていると伺つております。見も伺いながら検討してまいりたいと思います。

○後藤(祐)委員 特定秘密は、秘密自体を国民に

知らせるることはなかなか難しいので、きちんとやっていますといふところ、そこには

国民の信頼を得ることが大変大事だという点ではほどの政策と随分違つと思うんですね。

特に、この情報保全諮問会議は、一回目、一月十七日に開いて、次はもう最終的な案の、パブリックコメントにかける案はこれでいいですかというのが二回目にあつて、といふ進め方をするやうに伺つていますが、もう少し、例えば一ヶ月に一回ぐらい開いて、そこの議事録が公表される

ということであれば、今のような話もわからなくはないですが、そういう対応を全くしないで、いきなり最後にどんと出てくるような会議の開き方をするのであれば、途中の段階での委員とのやりとりが世の中に公表されないと、それが法律に多くとも我々国会議員に提供されないと、何らその透明性という観点で努力しているといふうに思えないと、

今の御答弁では、何ら透明性について努力している姿勢はないということを改めて申し上げたいと思います。

少なくとも、今答弁の中には盛り込むべき事項の案、これは最終的な報告書の項目が、どういった項目について検討しなきゃいけないかといふことだと思いますけれども、これについては、盛り込むべき事項がこれでよいかといふことについて、情報保全諮問会議を開いて、委員の了承を得るという会議を一回開くべきではありませんか。

○森国務大臣 諮問会議の開催のスケジュール等について、座長の方で委員の皆様と合意の上進めているものと承知しておりますが、今委員の御指摘のように、この会議のプロセスを透明化するということは大変重要であるといふうに私も認識しておりますので、どのような議論がなされているかと、そういうことがわかるような方法について、

他方、会議のプロセスの透明性を確保することは重要でありますことから、政令や運用基準に盛り込むべき事項や委員から出された意見を公表する方法については、今後、諮問会議の委員の御意見も伺いながら検討してまいりたいと思います。

○後藤(祐)委員 確認ですが、内閣官房のみが特定秘密の保護に関する事務を所掌するということを明記するものであります。

○森国務大臣 その件に関しまして、特定秘密の保護に関する事務というものを具体的に考えまし

た場合、第三条に規定する特定秘密の指定や第十一条に規定する適性評価の実施は、特定秘密を保有するそれぞれの行政機関の事務として定められています。そして、第十八条第四項に規定する内閣総理大臣の指揮監督に関する事務は、内閣官房において行うことを見定しております。

特定秘密保護法施行令の立案の事務でございますが、内閣官房において現在行っているところでございます。

そして、附則第九条に基づき新たに設置される機関が行う事務については、四党協議の結論に従い、内閣府において行うということを予定しているところでございます。

○後藤(祐)委員 最後のところは内閣府で所掌す

る可能性もあるということなのであれば、昨年の特定秘密保護法制定の際に、内閣府設置法を改正する必要、あるいは、少なくとも、内閣府も所掌する部分があるという説明が必要だったのではないかと存じます。

○森国務大臣 繰り返しになりますけれども、特

定秘密の保護に関する事務は、第三条や第十二条

はそれぞれの行政機関、そして第十八条第四項は内

閣官房が行うことを見定しておりまして、施行令

の立案の事務は今内閣官房において……(後藤

(祐)委員 同じことを答弁しないでください。

内閣府について言っています」と呼ぶ行っておりま

す。

内閣府、今、御質問が、内閣官房においてのみ行うのですかといふ御質問でございましたので、

先ほどの質問を繰り返して確認させていただきま

すけれども、それぞれの行政機関の事務となつて

いる部分もございます。附則第九条の新たな機関

に具体的にどのような事務を所掌させるか、どの

ような権限を与えるべきかということについて

は、情報保全諮問会議の有識者の御意見も伺いつ

つ、検討を進めてまいりたいと思っております。

その上で、この機関が所掌する事務の内閣府設

法上の位置づけについても、所掌されることとな

る事務に対応して、あわせて検討をすることにな

るというふうに思います。

○後藤(祐)委員 そうしますと、附則第九条に基

づいて内閣府に何らかの事務を追加する場合は、

内閣府設置法の改正が必要だということでよろし

いです。

○森国務大臣 この独立の機関でございますけれ

ども、名称は情報保全監察室(仮称)でございます

けれども、この所掌事務をどのようなものにする

かによって、御指摘の法の改正が必要かどうかと

いうことが決まるものというふうに思つております。

○後藤(祐)委員 内閣府設置法改正を必要とする

ことなく事務が規定できる場合というはどうい

う場合かお答えください。

現行の内閣府設置法で

読むということですか。法的根拠を述べてください。

○森国務大臣 もし仮に、政令で設置することと

した場合の内閣府設置法上の根拠というお尋ねで

ございますけれども、昨年の十一月の自由民主

党、公明党、日本維新の会、みんなの党の四党協

議では、衆議院における修正により加えられた特

定秘密保護法附則第九条の新たな機関、すなわち

独立公文書管理監(仮称)と、そのもとに置かれる

情報保全監察室(仮称)でございますが、これにつ

いては、「内閣府に情報保全監察に関する機関を

設置する。」旨合意されたというふうに承知をしております。

政府としては、この四党協議の結論に従い、こ

れら機関の具体的な方について、本年一月に

設置した情報保全諮問会議の御意見も伺いつ

つ、検討を進めてまいります。

その具体的な方については、この四党協議

の結論も踏まえつつ検討を行つてあるところでござりますので、その所掌させる事務によつて法律

上での位置づけが変わつてくるものと思ひます

で、現在のところは、設置法のどの部分にとい

う

る事務に対応して、あわせて検討をすることにな

るというふうに思います。

○後藤(祐)委員 そうしますと、附則第九条に基

づいて内閣府に何らかの事務を追加する場合は、

内閣府設置法の改正が必要だということでよろし

いです。

○小松政府特別補佐人 お答え申し上げます。

特定秘密の保護に関する法律附則第九条の規定

は、昨年の臨時国会における衆議院の審議におい

て修正議決された際に追加されたものでございま

して、また、同条の規定に基づき、新たな機関を

内閣府に置くことについては、自由民主党、公明

党、日本維新の会及びみんなの党により合意され

たものと承知してございますが、このような機関

が法的にどのように位置づけられるべきかについ

ては、まずは立案当局において具体的な制度設計を行ひ、内閣法制局としては、その法令案の審査を

行うという立場にございますので、現段階でこれ

が法律により定められるべきものであるかどうか

については、申し上げる立場にございません。

○後藤(祐)委員 時間がないので次に行きます

が、これを政令で読むことには設置法上の無理が

あります。また次のときには内閣法制局に御判断を聞き

ますから、一般論で結構ですから、用意しておい

てください。

統きました、特定秘密の指定に関して、この四

党合意でも四のところに「不適切なもの」という表

現がたくさん出てくるんですが、どういったもの

が不適切なものに当たるかということについて

は、特定秘密保護法上、書いてありません。我々

民主党が出した法案では、違法行為だと行政機

関の不作為だとか、あるいは既に公になつて

いる情報ですかとか、こういったものは指定してはなら

ないという不ガティブリストというものがござい

ます。ところが、特定秘密保護法にはないんです

が、今の特定秘密保護法上の定義には該当するけ

れども、例えば既に公になつてゐるような情報は指定できるんですか、森大臣。

○森國務大臣 特定秘密の要件として非公知性がございますので、既に公になつてゐるものは指定できないというふうに思います。

○後藤(祐)委員 違法行為についてはどうですか。例えば、テロリストを暗殺せよという情報は、テロに関する情報なので、法律上は指定することは可能のようにも読めます。違法行為は指定してはならないことはどこにも書いておりません。これは指定できるんですか。

○森國務大臣 違法行為については指定することができるものと考えております。そもそも、行政機関が法令に従つてその所掌事務を遂行するのには当然であり、行政機関の長は法律や運用基準に従つて特定秘密の指定を行うべきでございますので、違法なものが特定秘密として指定されることはないというふうに考えております。

○後藤(祐)委員 指定すべきでないではなくて、指定することはできないはずであつて、行政機関の裁量に委ねるべき話じゃないんです、この話は。指定することが法律上可能だけれども指定するつもりはないという行政裁量に委ねられることではなくて、法律でもって、行政裁量ではなく、指定してはならないということを書かなきゃ本当におかしいはずなんです、これは。

今のお詫問の検討の中で、どういったものが指定できるのかという検討もされているでしようから、指定してはならない要件について、政府に義務を課すものについてはぜひ法律で規定していただけるようお願い申し上げたいと思います。手続きまして、罰則についてですが、今回の特定秘密保護法が成立する前と比べて、この成立によって刑罰の対象範囲が拡大した部分を確認させてください。

二十三条三項の特定秘密の漏えいの未遂犯、三項。過失犯、四項、五項。また、二十四条の管理を害する行為、あるいは、二十四条二項で管理を害する行為の未遂犯。これが少くとも成立前と

比べて拡大している部分があると考えてよろしいですか。

○森國務大臣 御質問の、現行の国家公務員法では処罰対象とならない国家公務員の漏えい行為であつて、特定秘密保護法で処罰対象となるものについては、国家公務員が業務により知得した特定秘密を過失により漏らす場合と、知得した特定秘密を漏らす行為の未遂とがございます。

また、秘密の取得行為については、国家公務員法では処罰対象とはされておりませんが、特定秘密保護法では、外国の利益を図る等の目的で、暴行や窃盗等の刑法等に規定する行為のほか、その他特定秘密を保有する者の管理を害する行為に

より特定秘密を取得した場合に処罰対象としております。

○後藤(祐)委員 今の各条項及び特に管理を害する行為のところはいろいろな類型がございます。これについては、昨年十一月十二日、衆議院の特別委員会、寺田稔議員から八つほどの類型が示さ

れて、例えば、机の上に裏返しに置かれていたものを表返して見た場合は、これは罰則の対象にはならないという答弁がありました。

では、特定秘密と書いてある封筒の中を破いて見た場合はどうですかと、一つ一つの、あのとき示された八つの類型だけではなくて、今少なくとも刑罰の対象範囲が広がっているといつた部分について、それぞれここまでやつたら黒である、罰則の対象となるという具体的な行為を示すことは、あのときも寺田委員は、政府はそういうふたつ情報発信をしていただければと思いつただけけるようお願い申し上げたいと思います。

今まで、罰則についてですが、今回の特定秘密保護法が成立する前と比べて、この成立によって刑罰の対象範囲が拡大した部分を確認させてください。

○森國務大臣 御指摘の、寺田委員が例に挙げました、机の上に放置をされている特定秘密が記録された文書を裏返して閲覧した場合や、省エネモードになっているパソコンをワントップするこ

とにより起動して特定秘密の記録された情報を閲覧した場合には処罰対象となりません。

特定秘密は厳格に管理されるべきであり、特定秘密が記録された文書やパソコンに部外の第三者が容易にアクセスできる状況は想定しがたいものの、例えば机の上に置かれている特定秘密と記載された封筒を破るなどして開封する場合、これは財物の損壊にも当たります。それから、省エネモードになつていているパソコンを起動し、そのID、パスワードを用いて行政機関内のコンピューターネットワークにアクセスし、特定秘密との名前のファイルを検索する行為は現行法上も処罰対象でございます。

○後藤(祐)委員 ありがとうございます。

それぞれの類型ごとに、少なくとも寺田さんの示した八つの類型及び今回新たに構成要件が加えられる部分について、具体的にどういったものが白であり、どういったものが黒であるか、情報提供をいただけますか。

○森國務大臣 検討いたします。

○後藤(祐)委員 これはしっかりとやつてください。

集団的自衛権に行きたいと思います。

まず、法制局長官に伺いますが、集団的自衛権の行使を可能とする閣議決定をこれから行おうと

いうお話をございますけれども、一般論として、この集団的自衛権の話に限らず、何らかの現行の憲法解釈と異なるような解釈を可能とするような憲法解釈と異なるような解釈を行つたときも、問題は大きくなっています。その後、国会において閣議決定を否定了の閣議決定をしたとします。その後、国会において、この閣議決定は無効であるというような趣旨の国会の決議を行つた場合、この閣議決定は有効ですか。

○後藤(祐)委員 いや、問題は大きく生じます。そのような、要は国会において閣議決定を否定するような決議が行われた場合、日本国としての意思はどうちにあるんでしようか。

もう一つ確認したいんですが、集団的自衛権の行使を可能とする閣議決定をしたとしても、それは立法府は拘束されないということです。

○小松政府特別補佐人 累次御答弁申し上げていますが、内閣として、集団的自衛権の行使を可能とするような憲法解釈を行つという決定を行つているわけではございません。

その上で、一般論としての御質問でござりますので、一般論としてお答えすれば、閣議決定は、このことを外國から聞かれた場合、これは官房長官に伺いますが、集団的自衛権の行使を可能とする閣議決定がなされた後、これに立法府は拘束さ

れないという今答弁がございました。私もそう思います。日本国としては、集団的自衛権の行使は可能だと言えるんですか。それとも、これを、要是は外国から聞かれたとき、日本国としてどうかと聞かれたとき、どう答弁するんですか。

○菅国務大臣 まず、今法制局長官が答弁されましたが、内閣の閣議決定は閣議決定、そして立法府の国会決議。そういう中で、言われたのは、まさに閣議決定そのものについては有効、無効が生じるものじゃないという、そこは私、当然のことだろうというふうに思います。

そして今、集団的自衛権可能ということでありましたけれども、一般論として、閣議決定は、内閣の意思を決定して、内閣の統括下にある行政機関を拘束するものであって、立法府を拘束するものではないということは、今言われたとおりであります。

し、新たな安全保障環境に適合する明確な原則を定めることとする」と大綱の中にもさらに対し、して現在、政府原案が示され、与党のプロセスを経ている、こうしたことだろうと思います。武器輸出三原則のこの見直しについて、こうして政府・与党内で、平場とまでは申し上げませんが、かなりオープンな形で議論されるというのは、これは初めてではないかな、こういう気もするんですね。こういった議論について、与党プロセスとはいって、平場で議論をされたことは余りなかった、こう思います。

私は、野田内閣時代のこの包括的例外規定、當時、経産副大臣として、F35の議論があつた中での議論、そして、四閣僚での議論が中心で、なかなか与党プロセスまでいきませんでした。

今回、大きな変更であるがゆえに、与党プロセスを経る、これは大事なことだらう、こうも思いますし、与党プロセスだけではなくて国会のプロセスも重要であろう、こうも思うわけであります。プロセスがどうかは別にして、やはり、どのよう見直しを行われているのか、どういう観点で見直されているのかは、ぜひ、ここは官房長官、もう既に与党にも考え方を示されているのであれば、この国会の場でも御答弁をいただきたい、こう存ずるわけであります。

とりわけ、これまで変遷を経たとはいえ、基本的には原則禁止、例外許可といった考え方の根幹を見直すということのかどうかということも含めて、大事な点でございますので、どういった具体的な見直しの方針を示されているのか、ぜひお答えをいただきたいと思います。

○菅国務大臣 武器輸出三原則については、安全保障環境の変化に応じて、平和貢献、さらには国際協力や国際共同開発等、そのときの必要性に応じて今まで「十一件に及ぶ例外化措置」が講じられており、今後も実はこうしたことが増加を

されていくことが予測をされているというふうに私どもは判断をいたしました。

このような状況の中で、新たな安全保障環境に適合する明確な原則を定めることとして、現在、与党と相談をしているところであります。

新原則においては、国連憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念は堅持をする、また、武器輸出三原則等がこれまで果たしてきた役割にも十分配慮する考えであります。さらに、その上で、これまで積み重ねてきた例外化の実例を踏まえて、それを包括的に整理をしながら、防衛装備品の移転に係る具体的な基準や手続、歴史を今まで以上に明確化をし、内外に透明性を持つ形で思っています。そのことは素直に評価をしたいというふうに思います。

しかし、あの政権がそういう判断をした後も、私どもの政権になつて一年三ヶ月でありますけれども、この間に二回、官房長官談話を発表しました。それは、例えばF35の部品共同開発、この部分が一つでした。さらに、南スーダンにおけるPKO、国際機関への弾薬提供もそうでした。あの中で読み切れない部分が二回あったわけであります。

そこで、政府として、新たな安全保障環境に適合する明確な原則を定めたいというふうに思つていまして、今、この点については与党とも相談中であります。

○菅国務大臣 まず、外為法の運用の基準としての役割を果たしてきたということは、これは事実であります。

その中で、政府として、新たな安全保障環境に適合する明確な原則を定めたいというふうに思つていまして、今、この点については与党とも相談中であります。

そこでも、この間で、政府として、新たな安全保障環境に適合する明確な原則を定めたいというふうに思つていまして、今、この点については与党とも相談中であります。

○近藤(洋)委員 官房長官がおっしゃったとおり、民主党政権下で、国際共同開発及び平和貢献についても包括的な例外措置を講ずる、こういう考え方を出したものの、例外的に官房長官は出さざるを得なかつた、やはりもう一段踏み込んだルール化が必要であろう、こういう御判断に至つた、こういう御答弁だつたと思います。

そのとおりだつたんだろうな、これ自体は私も正しい方向なんだろう、こう思うわけであります。正しかったことのようでありますから、これは外為法の一つの運用にしてはやや重たい運用で

は、現行法ですね。物品であれ、または例えばメントナンスの役務の提供であれ、今武器輸出については、法律上、外為法の規制がかかっており、外為法上、経済産業大臣の許可が必要であると、これは経産大臣の許可でありますから、経産大臣の判断でいいけれども、ただ、武器輸出の重要性に鑑みて、政府全体で、これはということで官房

長官談話ということで出してきたというものがこれまでのたつけだつたと思うんですね。

そうだとすると、新たな運用基準をつくると明らかにしようとしておるところであります。

今委員がおっしゃいましたけれども、民主党政権当時、私は大きな方針転換だつたというふうに思いますが、これまで積み重ねてきた例外化の実例を踏まえて、それを包括的に整理をしながら、防衛装備品の移転に係る具体的な基準や手続、歴史を今まで以上に明確化をし、内外に透明性を持つ形で思っています。そのことは素直に評価をしたいというふうに思います。

しかし、あの政権がそういう判断をした後も、私どもの政権になつて一年三ヶ月でありますけれども、この間で、政府として、新たな安全保障環境に適合する明確な原則を定めたいというふうに思つていまして、今、この点については与党とも相談中であります。

○菅国務大臣 まず、外為法の運用の基準としての役割を果たしてきたということは、これは事実であります。

その中で、政府として、新たな安全保障環境に適合する明確な原則を定めたいというふうに思つていまして、今、この点については与党とも相談中であります。

そこでも、この間で、政府として、新たな安全保障環境に適合する明確な原則を定めたいというふうに思つていまして、今、この点については与党とも相談中であります。

○近藤(洋)委員 これは実際、運用の中で、伝えられているところによると、第一段階で経産省、防衛省、外務省各省で協議をし、そしてNSC事務局も入り第二段階で審査をし、最終的には、い

最もやはり事後的にチェックをする、国会に対する報告のことです。

すなわち、輸出件数なり、輸出相手国なり、その額なり、大ぐくの品目といったものを、年次的に、こういうことで出されましたが、この報告はきちんとするということは、私は、入り口で全て一〇〇%というのではなくか難しいのは理解しますけれども、事後にこうであつたという報告はやはり国会に対してすべきではないか、こういつた仕組みを盛り込むことは新たな仕組みをつくる

ありますかと。ちょっとそこは、法律のたてつけないかということだけをこの場では申し上げたい、こう思います。

いたいんですが、新原則における防衛装備品の第三国への移転なんですかけれども、率直に言つて、これを事前に必ず第三国チェックを全部するというのは、現実、相当難しいのは私もわかります。もちろん、紛争当事国には、第三国にも行

は、現行法ですね。物品であれ、または例えばメントナンスの役務の提供であれ、今武器輸出につけて、これを事前に必ず第三国チェックを全部するといふことは想定しているのかどうか、それが想定しないで現行法の中で対応されようとしているのか否かをお答えいただきたい、こう思いますが、そのことは想定しているのかどうか、それは場合によっては現行の外為法の枠というのを見直す必要があるのかどうか、そのことは想定しているのかどうか、それ

を、厳格、適正管理をする、透明性を高めるというのであれば、これは場合によっては現行の外為法の枠というのを見直す必要があるのかどうか、そのことは想定しているのかどうか、それ

に鑑みて、政府全体で、これはということで官房長官談話ということで出してきたというのがこれまでのたつけだつたと思うんですね。

そうだとすると、新たな運用基準をつくると明らかにしようとしておるところであります。

今委員がおっしゃいましたけれども、民主党政権当時、私は大きな方針転換だつたというふうに思いますが、これまで積み重ねてきた例外化の実例を踏まえて、それを包括的に整理をしながら、防衛装備品の移転に係る具体的な基準や手続、歴史を今まで以上に明確化をし、内外に透明性を持つ形で思っています。そのことは素直に評価をしたいといふふうに思います。

しかし、あの政権がそういう判断をした後も、私どもの政権になつて一年三ヶ月でありますけれども、この間で、政府として、新たな安全保障環境に適合する明確な原則を定めたいというふうに思つていまして、今、この点については与党とも相談中であります。

○菅国務大臣 まず、外為法の運用の基準としての役割を果たしてきたということは、これは事実であります。

その中で、政府として、新たな安全保障環境に適合する明確な原則を定めたいというふうに思つていまして、今、この点については与党とも相談中であります。

そこでも、この間で、政府として、新たな安全保障環境に適合する明確な原則を定めたいというふうに思つていまして、今、この点については与党とも相談中であります。

○近藤(洋)委員 これは実際、運用の中で、伝えられているところによると、第一段階で経産省、防衛省、外務省各省で協議をし、そしてNSC事務局も入り第二段階で審査をし、最終的には、い

のであれば極めて重要なかと思いますが、官房長官、いかがでしょうか。

○菅国務大臣 まず、新たな原則のもとに、これまで積み重ねてきた例外化の実例を踏まえて、これを包括的に整理をしながら、防衛装備の移転に係る具体的な基準や手続、さらに歴史的今まで明確化をして、同時に、政府全体として厳格な審査体制と厳正な管理体制を構築して、内外に透明性を持つた新しいルールにしたいというふうに思います。

その上で、今委員の御指摘もありました、政府として十分に説明責任を果たすことができるようにはまだこれは与党と相談中でありますから、これからも考えていただきたいというふうに思っています。

○近藤(洋)委員 最後に、この点についてお伺いしたいんですが、この原則を与党アプロセスを経て最終的にいつまでに決定されるのか。

また、その内容の枠組みですけれども、これまでのよろづや官房長官談話という形でのまとめといふのは私は率直に言ってそぐわないのではないか、こう思うんですね、これだけのものでありますから。国家安全保障会議で決定をするのか、閣議で決定をされるのか、どういう政府内のアプロセスを経て決定をされるのか。少なくとも、いつまでに、今国会中なかの少なくとも私はそれが望ましい、こう最低限思われますが、いつまでなかか、それとも、その場、その様式については、これはお答えいただけるかと思いますが、いかがでしょうか。

○菅国務大臣 今、与党と検討中でありますから具体的なことを申し上げることは控えたいと思います。

さらにも、その時期でありますけれども、現時点でも確定的には申し上げることはできませんけれども、私どもの政権になつてから一回も官房長官談話を出した経緯がありますから、できる限りそこ

は早くすべきだというふうに考えています。

○近藤(洋)委員 ゼヒまとめていただき、閣議決

定をする前に国会で議論しようとまでは、まあ、そういう言葉同僚議員もおりますし、物によつてはそうなのかも知れませんが、しかし、なかなかこれは

言いにくい部分もあります。

ただ、これは極めて重要な中身でございますから、ぜひ国会においても議論をさせていただきたい。できるならば、きっと国会においての議論を経て、本来ならば、閣議決定なり、しかるべきところの決定に付されるだけの大きな歴史的な意味のあるものではないか、我々も、民主党政権も

一つの判断を下させていただいたわけありますから、そういう見地に立つて議論をさせてもらいたい、こう思うわけであります。

次に、ウクライナ情勢について、官房長官、伺いたいと思います。

昨日、ロシアのプーチン大統領がクリミア半島を強制的に、我々から見れば強制的に編入すると

いうことを発表されました。官房長官も会見等

で、共和国の決定はウクライナ憲法に沿っているとは言えず、領土の一体性の観点からも問題がある、このようない見解を示されておりますけれども、昨日のブーチン大統領の会見等も含めて、現状に關する、ロシア政府の姿勢に対する見解、お答えをいただけますでしょうか。

○菅国務大臣 今御指摘をいただきまして、現

は、今後の対応について、引き続きG7の国々と連携をしながら、さらなる制裁というものを検討していきたいと思ってます。

○近藤(洋)委員 これはG7、ロシアを除くから

G7、こういうことであらうかと思ひますけれども、ゼヒ連携をして、とりわけやはり米国ときちんと連携をする。前回の質疑でも申し上げました

が、安倍政権、やや気になるのは米国、日米関係がつておるという指摘だけ申し上げたい、こう思

いますし、ゼヒ緊密な連携をお願いしたいと思いま

政府としては、力を背景とした現状変更の試みは絶対に認めない、このことが政府としての姿勢であります。

○近藤(洋)委員 きちんとした対応をとるべきだと思いません。これは対岸の話ではない。力によつて編入するということがまかり通るのであれば、それは、アジアにおいても同様なことが許されると思われてしまつては大変なことになるわけあります。もちろん、複雑な国際情勢の中であります。もちろん、複雑な国際情勢の中であります。もちろん、複雑な国際情勢の中であります。どちら、ぜひ国会においても議論をさせていただきたい。できるならば、きっと国会においての議論を経て、本来ならば、閣議決定なり、しかるべきところの決定に付されるだけの大きな歴史的な意味のあるものではないか、我々も、民主党政権も

から、慎重な対応も必要なのは十分理解をしておりますが、毅然とした対応が必要かと思うのであります。

その上でお伺いしたいのですが、政府は、ビザ発給緩和協議の停止、また、投資協定の交渉の延期等々の措置を決めましたが、これは私なりに言ふと、いわゆる制裁措置とはほど遠い内容ではないか、制裁とは言えないのではないか、こう思つてあります。

当然、追加措置を検討されていると思われますのが、その点についての御認識と、どのような措置を御検討されているのか。また、検討されているのか、有無を含めて国会できちんと御答弁をいただきたい、こう思つてます。

これは財務省の範疇の話でありますけれども、

経済財政を、全体のこのことと、その効果、数値目標、目的というのを、改めてあえて前倒し執行、補正予算も組みました、さらにまた前倒しといふのは、その目的なり効果について、甘利大臣、お

答えいただけますでしょうか。

○甘利国務大臣 まず、事実関係で申し上げますと、補正につきましては、当然、補正は消費税引き上げの落ち込みをカバーするということが第一目的でありますから、六月までに七割、九月までに九割という目標値はございます。

ただ、当初予算に関しましては、まだ具体的に

そういう要請なり相談なりは私のところには現時點で来ておりません。これは、おつしやるよう

に予算成立が先だと思ひますから、予算が成立した後に経済全般を見回してどう対処するかといふ課題だというふうに思つております。

予算の成立後にどういう執行体制をとるか見

うことは、経済のフラクチャエーションの先を見通しながら、順調に政府目標である、十年平均、

名目三パー、実質二パーに向けて、効果的に手当

甘利大臣、お忙しいところ来ていたときまして、ありがとうございます。

委員長のお許しを得て、配付資料の三枚目であります。

率直に申し上げて、予算案が成立しないのにこの手の記事が出るのもいかがかなという気はしないでないですが、これは仕方ありません。新聞

ですから、何か取材をして書かれたんでしょう。言わんとするところは、要是、昨年は九月末までに六割程度実施していた公共事業執行を、さら

に上回る目標を立てる、要是、年の前半に公共事業を前倒し執行する、数値目標を立てるということは公共事業を前倒し執行する、こういうことがあります。

これは財務省の範疇の話でありますけれども、

この手の記事が出るのもいかがかなという気はしないでないですが、これは仕方ありません。新聞

ですから、何か取材をして書かれたんでしょう。言わんとするところは、要是、昨年は九月末までに六割程度実施していた公共事業執行を、さら

に上回る目標を立てる、要是、年の前半に公共事業を前倒し執行する、数値目標を立てるということは公共事業を前倒し執行する、こういうことがあります。

これは財務省の範疇の話でありますけれども、

この手の記事が出るのもいかがかなという気はしないでないですが、これは仕方ありません。新聞

ですから、何か取材をして書かれたんでしょう。言わんとするところは、要是、昨年は九月末までに六割程度実施していた公共事業執行を、さら

に上回る目標を立てる、要是、年の前半に公共事業を前倒し執行する、数値目標を立てるということは公共事業を前倒し執行する、こういうことがあります。

これは財務省の範疇の話でありますけれども、

この手の記事が出るのもいかがかなという気はしないでないですが、これは仕方ありません。新聞

ですから、何か取材をして書かれたんでしょう。言わんとするところは、要是、昨年は九月末までに六割程度実施していた公共事業執行を、さら

に上回る目標を立てる、要是、年の前半に公共事業を前倒し執行する、数値目標を立てるということは公共事業を前倒し執行する、こういうことがあります。

これは財務省の範疇の話でありますけれども、

この手の記事が出るのもいかがかなという気はしないでないですが、これは仕方ありません。新聞

ですから、何か取材をして書かれたんでしょう。言わんとするところは、要是、昨年は九月末までに六割程度実施していた公共事業執行を、さら

に上回る目標を立てる、要是、年の前半に公共事業を前倒し執行する、数値目標を立てるということは公共事業を前倒し執行する、こういうことがあります。

てができるという視点から、前倒しをし、執行なりなんなりが議論されていくことになるんだといふところからいって、

○近藤洋委員 大臣、では、この前倒し執行は、本予算については今のところ視野にはないと、いうことによろしくうござりますか。

○甘利國務大臣 正式に私のところに、そういう相談なり指示なり、財務大臣からは現時点ではまだ来ていないということです。恐らく財務大臣御自身も、まずは成立をつかり図つていただくことというふうに捉えておられるんだと思います。その後に、何らかの話があれば、あるんだ

と思ひます。

○近藤(洋)委員 余りここは突っ込みたくないんですけども、景気認識にもかかわるので。

そういう御相談があれば、ここは来年度の日本経済の状況を考えて、そういう執行をした方がいいな、それぐらい、消費税の増税後のことも考え

て、公共事業をもう一段前半に上詰めした方がいいような状況だと思つてゐるのか、それとも、後

ほどの話になりますけれども、いや、ベースアツプも含めて進んでるので、そこまで今危機感はない、こういうふうにお考えですか。

○甘利国務大臣 補正は対応いたしました。本予算についても、消費税導入後にどういう反動減等

○丘藤(羊)委員 ありがとうございます。
思つております。

今の御答弁でもわかるように、大臣はやはり景気に対して非常に慎重にごらんになっている、注意深く見て いるのがよくわかるんですよね。だからだと思うんです。

伺いたいのは、ペアについてです。
これはあえて申し上げますと、これは甘利大臣
らしからぬ発言だったな、こう思ふんですけどね、
も、らしからぬ発言だったので、ちょっとあえて
取り上げるんですが、三月十一日の記者会見でこ
うおっしゃっているんですね。株価が上がっていく
にもかかわらず、政府が行つた環境整備、法人

税減税を前倒しして、原資はお渡ししているわけ
であります。にもかかわらず、何の対応もしてい
ただけないということであるならば、そういう企
業については、経済の好循環に関して非協力とい
うことでの、経済産業省から何らかの対応があるの
だと思いますと発言をされておるんですね。ベー
スアップの二日前であります。もちろん、たし
か、日本は社会主義の国ではありませんからと
言つて、打ち消しの話もその後されではおるんで
すけれども。

いずれにしろ、甘利大臣にしては、ベースアッ
プ二日前の、しかもも経済の中核閣僚である甘利大
臣の御発言であるから話題になつたわけであります
。新聞でも取り上げられたわけでございます。

あえて伺います。経済産業省からの何らかの対
応と。甘利大臣、経済産業大臣の御経験もおあり
になりますから経産省の状況もよく御存じなわけ
でありますけれども、何らかの対応というものは
どんなものを考えておられたのか、お答えいただ
けますか。

○甘利国務大臣 御指摘のように、政府が賃上げ
に介入していくというのは勧められたことではあ
りません。ですから、かなり異例の踏み込んだ發
言だと私自身も認識をいたしております。

経産省からの何らかの対応と申しましたのは、
実は、法人税減税の一年前倒しを相談しましたと
きに、これは総理と官房長官と相談したときに、
これは当然、批判を受けるであろう、しかし、批
判を受けることを覚悟しながら政府が踏み込んで
やると。これはなぜやるかというと、環境整備を
するわけであります。好循環を何としても回して
いきたいと。よく私は申し上げていますけれど
も、雪だるまというのは、転がり出せば自分で大
きくなるけれども、最初は自分で転がつてくれな
い、人が押す必要がある。その一押しをやらなく
ちゃならない。そのためには政府が行う環境整備と
してこれをやろうと内々に相談したわけでありま

悟で、現実に、野党からだけではなくて与党からお叱りもいただきました。それを覺悟の上でやる以上は、きちんととした効果が出ないと、それは本当に責任を問われることになると。

に頑張つて いるなど か いう 評価 に なる わけ で す
ね。

それまでの経験を内々にどう
いうことができるかということに関しての回答が
ありましたから、それを承知しておりましたか

ら、具体的な内容には言及しませんでしたが、何らかの対応があるでしょうというふうに由

し上げまして、これを相当なブレアとして受け取つた方もいらっしゃるでしょうし、その日のある夕刊紙には、甘利、桐賜とか随分書かれました。

けれども、甘利、心からなる要請というところでござります。

○近藤(洋)委員 経済との間合いを甘利大臣は全く御存じであられるから、あえて御発言されてい るんだろう、こう思います。

その上で、今おっしゃった、上場企業が、収益状況、そしてベア、賃金状況はどうなっていると

いう、これを一覧にするというのは、それは多分ホームページが何かで見られるようになるとこかういうことなんでしようけれども、これはいい

とではないかと思いますし、要するに、これは経産省において検討中で、やつてもらう、集計する、こういうことであるわけですね。

いや、これはこれでいいことだ、別に、よいものに引っ張られていく、こういうことになるのではあればいいことだろう、こう思うわけでありま

その上でお伺いしたいんですが、法人税の話がございました。環境は整えたのでやつてもらつ、こういう話だったと思うわけであります。が、さうして、私は、率直に言つて、復興増税、法人税の前倒し廃止は是としなかつた立場です。それは、本則を下げるべきだ、こう思つていたからであります。やるならば本則であるべきだ、こういう立場に立ち、あのときは、したがつて、復興増税はそのままにして本則を下げればいいではないか、こういう思いだつたわけですけれども、さて、今、本則の話が議論をされておるわけであります。政府税調の場で、法人税委員会の大田弘子座長は、法人税の減税の財源は単年度でなくて中期的に税収中立を図る、中期的に図る、損して得となるということもあるという趣旨の御発言をされております。

一方で、配付資料の四枚目でありますけれども、日本銀行の黒田総裁は、朝日新聞のインタビューに対し、税率引き上げは相当の減収になると、こう御発言された上で、法人税減税を議論するなら減税は恒久的になる、恒久的な財源を見出さない財政赤字がふえてしまう、財政の信頼がしつかりしていないと、思わぬところで国債價格が下がり、金利が上がり、経済にとって好ましくないという指摘をしたと。伝統的な財務省の発想。ここだけは急に伝統に戻る黒田さんであります。が、それはそれとして、これも一つの見識ということであります。

甘利大臣、いろいろお考えがあるわけですけれども、甘利大臣はどうらの立場に立つものでござりますか。お答えください。

○甘利國務大臣 今御指摘の大田座長発言といふのは、三月の十二日の第一回の会合において、法人税改革の論点についてという紙を配付しました。その中で、法人税の引き下げが必要であるとか、それから、単年度法人税の枠内だけではなくて税収中立を図る、つまり複数年度で中立を図るという考え方を示されたわけであります。

一方、日銀の黒田総裁は、諮問会議の場におきまして、二〇一〇年度までにP-Bの黒字化をする、こういう目標があるんだという認識のもとに、法人税の改革を実現するには、社会保障制度であるとか、あるいは税制全体の見直しが必要になつてくると。確かにそのとおりの発言であります。

これは黒田総裁に具体的に聞いたわけではありませんで、けれども、あの発言からすると、黒田総裁自身も、単年度中立ということではなくて、いずれ複数年度にしても、きちんと手当をして減税をしないと、財政再建目標もありますからねということだと思います。ですから、大田座長の発言と黒田さんの発言が大きく乖離しているというふうには私は捉えておりません。

今、諮問会議あるいは政府税調で、あるいは党税調もそうですけれども、法人税減税のあり方にについて議論を始めております。私が、こうあるべきという議論を先導するような発言は今は控えた方がいいのかなと思いますけれども、いずれにいたしましても、世界で一番企業が立地しやすい国を目指すということを安倍内閣では宣言しているわけでありますから、法人税減税、いつまでに、どういうスパンでという議論は別にあるとして、方向性は打ち出さなければならないというふうに思つております。

○近藤洋委員 方向性は打ち出さなければいけないと。今年度、大変な大きなテーマになる、こうしたことだろうと思いまし、また議論を深めさせてもらいたい、こう思います。

外務政務官、お忙しいところ、来ていただきました。TPP及びEPAについてお伺いしたいと思うのですが、特にEPAについて、日豪でござります。

西川先生、筆頭がいなくなつたので、こちらに座っていてもよろしいぐらいなのであります。が、西川先生も御活躍をされておられますけれども、日豪EPA、まさに、西川公也自民党TPP対策委員長がオーストラリアのロブ貿易相なり総

理ともお会いになつて活動されておりますし、それに応えて、日本も交渉を加速しているというところあります。

首相も来日される、四月の上旬、こう伺つておりますが、この進捗状況はどうなつてあるか。私は、七年越しの大変大きな交渉だろう、こう思うことがありますし、ここで決着をつけることが大事だろう、こう思つておられます。

また、甘利大臣には、私は、この日豪の二国間のEPAがTPP全体にとつても非常に大きな意味を持つ、こう思うわけであります。そのため、この二国間に対する効果について、それぞれ御答弁をいただけますでしょうか。

最初、政務官。

○木原(誠)大臣政務官 お答えを申し上げます。

今、日豪EPAにつきまして御質問いただいたわけでありますけれども、私どもとしては、まさに我が国とそしてオーストラリア双方にとって利益となるような協定を実現する、こういう目的のもとで、早期妥結を目指して鋭意交渉に取り組んでいるところでございます。

もう委員御理解いただけると思いますが、まさに今交渉中のものでありますし、かつ、交渉相手である豪州との間の関係もあることとありますので、その具体的現状、内容についてはコメントを述べたいと思います。

○近藤洋委員 方向性は打ち出さなければいけないと。今年度、大変な大きなテーマになる、こうしたことだろうと思いまし、また議論を深めさせてもらいたい、こう思います。

外務政務官、お忙しいところ、来ていただきま

んできているようでありますし、それに応えて、日本も交渉を加速しているというところあります。

一方、日豪ともTPPの重要なメンバー国であります。二国間で合意をされた内容というのは、早く合意された方が早くスタートするわけでありますから、それぞれ、おくれをとることのデメリットも当事国が考えることであります。どちら、いい意味で、両方が刺激し合つて加速すると

いうことになるのではないかと期待をいたしております。

○村上(史)委員 次に、村上史好君。

○柴山委員長 次に、村上史好君。

○近藤(洋)委員 時間ですので、終わりります。

○村上(史)委員 おはようございます。生活の党の村上史好でございます。

早速ではございませんけれども、甘利大臣にお尋ねをしてまいりたいと思います。

今、近藤委員の方から御質問がございました。重なつてある部分もございますので、その辺は御容赦をいただきたいなというふうに思います。

まず、春闘、全てが終わつたわけではありませんけれども、前半の一斉回答を受けて、大臣は、何をしてまいりたいと思います。

今回の春闘、賃上げの状況についてどのように評価をされるのか、まずはお伺いしたいと思います。

○甘利国務大臣 先般、連合が取りまとめました春闘結果報告によりますと、全体の数が四百九十一組合だったと思いますが、そのうちの六割弱は中小企業であります。その四百九十一組合において、交渉する企業側からの回答は、ペアもかなりあつたし、ペア以外も含めれば、ほとんどの企業からの賃金改善回答があつたということになります。中にはペアについても、あるいは一時金に関する満額回答という、それぞれの企業も散見されましたということになります。

おつしやるよう、日本は自由主義市場経済ですから、政府が一々賃上げに介入するというのではなくですね。政府としては環境を整備しました、怒られもしましたけれども、そういう中で環境を整備しましたという以上は、企業、経営側もやるべきことを認識してください」ということを申し上げ

当、我々が期待した以上の回答が今のところ出つたるというふうに認識いたしております。

○村上(史)委員 確かに、今回は、ペア、アップたたず、後ほどまた議論させていただきますけれども、今回のそういう状況をつくった環境、先ほど大臣も御答弁の中で、環境づくりなんだということをおつしやいました。そういうことは、逆にリットも当事国が考えることであります。どちらも先ほどおつしやいましたけれども、やはり政

府が介入する、決していいことではないということがあります。

○甘利国務大臣 それほどぬぼれてはいませんけれども。もちろん、企業は、業績が改善していないのにベースアップというのは相当度胸が要ることですから、それはなかなか踏み切れないと思います。業績が改善したので、御自身の意思でそういうふうに思つたということが半分以上だと思います。

ただ、政府の要請は背中を押す要素の一つになつたかということに関しては、八割の企業が政府の要請を参考にしたということでありますか

ことですか、それはなかなか踏み切れないと思

います。業績が改善したので、御自身の意思でそ

うやうらうと思つたということが半分以上と思

います。

たたず、後ほどまた議論させていただきますけれども、今回のそういう状況をつくった環境、先ほど

大臣も御答弁の中で、環境づくりなんだとい

うことになるのではないかと期待をいたしてお

ります。

○村上(史)委員 確かに、今回は、ペア、アップ

たたず、後ほどまた議論させていただきますけれども、今回のそういう状況をつくった環境、先ほど

大臣も御答弁の中で、環境づくりなんだとい

うことになるのではないか

たつもりであります。

○村上(史)委員 ありがとうございます。

結論がもう出でている話ではあるんですけれども、本来賃上げというの、企業でも利益がある

て、そして労使の交渉のもとで賃金あるいは一時金の交渉をして妥結をしていくというのが本来の姿であります。今回はアベノミクスを実効あらしめるためになりふり構わず政府がそういう発言を繰り返してこられたということだと思いますが、本来はやはり政府が介入すべきではないということは共通した認識だと思います。

ただ、私が一連で印象として持つたのが、確かに一部は上がっているけれども、残念ながら全体に賃上げの動きというのが案外と広がっていないという危機意識の中、逆にいら立ちの発言でもあったのではないかなどいうふうに思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○甘利国務大臣 まず前段の話ですが、賃上げ交渉というのは経営側と労働組合側の民民の契約に関することがありますから、政府がこれに立ち入るべきではない、これは大原則で、それもよく承認をいたしております。でありますから、そういう前提を承知した上で、政労使でそれぞがやるべきではないことを確認したものです、その確認をいたしております。でありますから、そういうことを要請した次第であります。

アベノミクス、いろいろな数字の上から、間違いない好転していることは確かでありますけれども、景気実感として地方にまだ及んでいないというのも回答があるところであります。そこで、順番があつて、だから中小へ、それから都市部から地方へという景気の流れがどうしてもあるのは否めないんですけれどもそれをできるだけタイムラグをなくそうというためのいろいろな努力と要請をしているというところであります。

○村上(史)委員 まさにタイムラグもあれば、地方との格差の問題もやはり背景にはあるということで、必ずしも、円安により営業収益が上がりで、そして賃金に反映させるという企業ばかりであります。

はないということは事実だと思います。そういうことを踏まえながら、ちょっと質問を深めていきたいと思うんです。

今回 賃上げでいろいろな幾つものポイントがあつたと思います。まず一点は、企業のインフレ期待が十分にあつたのかどうかという点。また二つ目は、政府が介入したということで、外国からの企業が、日本ではそういう政府からの賃上げ圧力というのがかかるのではないかという印象も与えてしまつたのではないか。また三つ目の、一番の問題である賃上げの波及の問題、どこまで波及、広がっているのかといふことが問われたボイントだと思つております。

確かに、今、大企業が賃上げを牽引していることは事実です。相場を確定させていくという意味では、大企業のベースアップの決定というのは好み象またプラスの材料になると思いますが、たゞ、企業全体から見れば、大企業といふのは一部でございます。九九%の中小企業、また全雇用の七〇%を中小が抱えているという状況の中で、まだ回答が出ておりませんけれども、中小零細企業への賃上げの波及という面ではまだまだ不確定な部分がございます。

そこで、大臣、中小企業の賃上げの見通しについて、今現在どのように認識をされておられるのか。

また、もう一点点、賃上げ率、先ほど大臣は二・二%とおっしゃいましたけれども、いわゆる消費税増税分にも達しないという率でございます。それ以外に、社会保険料の引き上げとか、あるいは円安による物価高等を考えますと、実質的に可処分所得が目減りするのではないか、そういう危険性があると私は思うんですけども、その点に対する見解についても大臣にお尋ねをいたしたいと思います。

○甘利国務大臣 まず、外国企業が誤解しないようについて、これは大事なことでありますから、政労使の枠組みの中で共通認識に従つて今回の動きがあつたということはしっかりPRをしておられます。

ていきたいというふうに思つております。

それから、地域や中小企業にどう波及をさせていくか。政労使の三者協議の中に、共通認識といふ項目は、ただ賃上げだけをうたつているわけではなくて、下請取引の適正化という項目ももうたつております。つまり、生産性の向上によつて下請

納入価格が下がつていくことはもちろん認められてありますけれども、それを超えて下請代金を抑えていくというようなことは本来あってはなりませんよというニュアンスも込められています。

どうぞ、あれば。

実は、ベアの発表、春闘の回答のときに、トヨタ自動車さんが私のところに来られまして、下請取引についてもきちんと適正な取引になるような配慮はしておりますというようなこと、それからパートの時給についても引き上げていますといふことをわざわざおっしゃつきました。

これは、政労使三者の共通認識のただ自社の従業員の賃上げ部分だけではないことをきちんと認識されているんだと思いますし、ただ、これからは下請代金の適正化という項目も共通認識の中にあります。

一方、

あるといふことは、今後、さらにもつと強調していくふうに思つております。

それから、地域に景気の波がしっかりと伝わっていくようにということでは、これは総務省の施策として、財政力の弱い市町村が行う地域活性化に向けた事業に対する支援も予算に組み込んでありますし、あるいは地域の一次産業、農林水産業でありますけれども、これを六次産業化していくこととか、これを推進していくこととか、あるいは農地中間管理機構による農地の集約そして産業化、それから地域独自の観光ブランドの確立の支援、こうした施策も講じているところであります。加えて、官房長官を議長とします関係閣僚会議というのを開催いたしておりまして、政府一体となつた取り組みを開始したところであります。

それから、これは既に行つていて、政府一体となつた協議会というのを開催いたしております。それから、これが既に行つていて、そこにお尋ねをいたしましたところを踏まえながら、ちょっと質問を深めていきたいと思うんです。

今回 賃上げでいろいろな幾つものポイントがあつたと思います。まず一点は、企業のインフレ期待が十分にあつたのかどうかという点。また二つ目は、政府が介入したということで、外国からの企業が、日本ではそういう政府からの賃上げ圧力というのがかかるのではないかという印象も与えてしまつたのではないか。また三つ目の、一番の問題である賃上げの波及の問題、どこまで波及、広がっているのかといふことが問われたボイントだと思つております。

確かに、今、大企業が賃上げを牽引していることは事実です。相場を確定させていくという意味では、大企業のベースアップの決定というのは好み象またプラスの材料になると思いますが、たゞ、企業全体から見れば、大企業といふのは一部でございます。九九%の中小企業、また全雇用の七〇%を中小が抱えているという状況の中で、まだ回答が出ておりませんけれども、中小零細企業への賃上げの波及という面ではまだまだ不確定な部分がございます。

そこで、大臣、中小企業の賃上げの見通しについて、今現在どのように認識をされておられるのか。

また、もう一点点、賃上げ率、先ほど大臣は二・二%とおっしゃいましたけれども、いわゆる消費税増税分にも達しないという率でございます。それ以外に、社会保険料の引き上げとか、あるいは円安による物価高等を考えますと、実質的に可処分所得が目減りするのではないか、そういう危険性があると私は思うんですけども、その点に対する見解についても大臣にお尋ねをいたしたいと思います。

○甘利国務大臣 まず、外国企業が誤解しないようについて、これは大事なことでありますから、政労使の枠組みの中で共通認識に従つて今回の動きがあつたということはしっかりPRをしておられます。

から地域独自の振興策のプランが上がつてきておりまして、取り上げるべきものについてはしっかりと取り上げて、成長戦略に反映していきたいといふふうに思つております。

○村上(史)委員 確かに政策的なことは打たれております。つまり、生産性の向上によつて下請代金を抑えていくというようなことは本来あってはなりませんよというニュアンスも込められています。

どうぞ、あれば。

○甘利国務大臣 よく、現金給与総額が下がつてきているじゃないかという御指摘があります。専門的な方はよく御存じなんですが、一般的には、現金給与総額というと雇用者全体の支払われる賃金総額のことと間違えやすいんですけども、現金給与総額というのは、一人当たりといふことであります。全体としては失業率が減つて雇用者数がふえていますから、全体としての給与総額というのはふえているということは間違いないことだと思います。

どうぞ、あれば。

○甘利国務大臣 よく、現金給与総額が下がつてきているじゃないかという御指摘があります。専門的な方はよく御存じなんですが、一般的には、現金給与総額といふことは、失業率が減つて雇用者数がふえていますから、全体としての給与総額というの

ございます。言葉をかえれば、内需拡大政策にもう少しかじを切るべきではないかという意味だと思ひますけれども、大臣の御見解をお伺いいたし

「橘委員長代理退席、委員長着席

○甘利國務大臣　政府が賃上げを強要すべきではないという議論の後だけに、政府が賃上げ目標を経済界に強いるものなかなか難しいのであります。が、連合が賃上げ目標を掲げられるのは結構であります。

要は、経済の好循環、賃上げが企業収益の拡大に資する、企業収益の拡大はさらなる賃上げにつながっていくという好循環を早くつくりて、政府がいろいろと口を挟まなくともその経済の好循環が回っていくようにならなければならぬというふうに思っております。

それはおもしやるとおりでありまして、結論から申しますと、内需の振興もしますし、それだけではなくて、世界の経済の牽引役になる東アジアに所属している日本としては、日本の外側の成長も日本に取り込んでいくという、内、外両方で経済成長を牽引していくふうに考えております。

○柴山委員長 質疑時間が終了しました。
○村上(史)委員 ありがとうございます。

○柴山委員長 次に、田所嘉徳君。

す。
我が会派、なかなか発言の機会が得られない中で、貴重な機会を頂戴しまして、皆さんに御札を申し上げたいと思います。

桜の便りも聞こえてまいりました、これから春
らんまん、我が国も経済が花開き、そして好循
環、デフレからの脱却というものが果たせれば
いなどというふうに思つてゐるわけでございます。
さて、安倍政権になりまして、長い低迷の時代か
から、円高も是正され、GDPもプラス成長に

なった、さらには雇用も改善されて、株価も大幅に上昇してきた。まさにアベノミクス効果があらわれており、評価、称賛されているところでござります。

では、まさにガソリンや電気料を初めとするさまざまなお手伝いが上昇し、また社会保険費も増加する一方で、年金等の給付は下がっていく。とても豊かなさが実感できるような状況ではないということを聞くわけですが、

そういう中で、今盛んに、全国津々浦々までアベノミクス効果による豊かさを届けたいという言葉、このフレーズを聞くわけになりますけれども、ここにはアベノミクス効果が庶民にまで届いていないという自覚が見られるわけでありますけれど、そういう中で、現実的にどのようなことを行つて、その豊かさの実感が図られるようになりますか、そのことについてまず聞きたいと思います。

きまして確実に経済が成長しているわけでありま
す。ただ一方、翻つて、全国津々浦々、回復を実
感しているかといえば、これはまだ部分的にとど
まっているところであります。

でもうたぬに何をするか。

る、だとしたら、それを構成員の人あるいは取引先まで行き届かせることができないと、

好循環に向けての協力要請をしているところであります。この結果は、大くくりでいいますと、この十年間で一番いい回答であったわけあります。あわせて、これから、賃金改善だけじゃなく

て、下請改善ということも実は地域の景気実感と絡んでくるわけでありますから、ここをしつかり進めていきたいというふうに思っております。あわせて、政策上のことといえば、財政力が弱い自治体、市町村が行う地域活性化事業についても別枠で補助をしていくという予算も確保いたし

でありますし、地域の主な産業といえば一次産業であります。この一次産業の六次産業化を進めていく。それから、農地中間管理機構を使って、農地の集約化、いわゆる農業の産業化ということを進めしていく。あるいは、地域独自に観光ブランド

等があると思いますが、その確立支援等の施策を講ずる。それから、官房長官を中心には会議を立ち上げまして、地域振興のために何を取り組んでいくかということを協議いたしておりますし、あわせて、プロック別に地方産業競争力協議会というのを開催しておりますが、そこで挙がった地域独自の地域振興の成長戦略プランというものを、いいものががあれば採用して、成長戦略の改定につなげていきたいというふうに思っております。

○田所委員　わかりました。

大変いろいろな分野にわたってその豊かさが届けられるように考えていくことだらうと思います。構成員とか、あるいは取引先、さらには自治体、さまざまな面からということですが、私

がちよつと気になりましたのは、やはり常に、なかなか今厳しい環境の中での生活者の視点というもの、これをしっかりとチェックをしながら、細心の注意で、これに重点を置いてしっかりとその豊かさを届けるという意味を実現してもらいたいというふうに思います。

ました。これによつて好循環が生まれようとしているということだろうと思ひますけれども、先ほ

ど来話も出ていましたので簡単で結構でございま
すが、大企業等にどのような働きかけをして今日
のこの結果が得られたと考えているのか、その点
についてお聞きをしたいと思います。

○甘利国務大臣 政労使三者の協議というのを數回やつてきましたけれども、その中におきましては、自身の従業員への賃金の改善もさることながら、取引先の、取引価格の適正化をしてもらうと、いうことも盛り込ませていただいております。つまり、中小企業の下請代金にも配慮するようになると

いう要請をしているわけでありまして、一部の企業からは、そういう点にもきちんと配慮してこういう対処をしましたというような報告も来て いるところであります。

めだと申し上げました。実は、その中の五六%は中小企業でありますて、二百七十数社ですか、その中小企業の賃金改善も、一人当たりの平均賃上げ額が五千五百六十円、賃上げ率でいうと一・二二%でありますて、これも、過去、この十年を例にとりますと、最高の水準の状況であるということです。賃上げの動きが中小企業以下にも広がりつつあると。

それから、ものづくり補助金を裾野を広げて、サービスにも広げましたけれども、これは、賃金改善に取り組んでいる中小企業を優先的に補助金の対象とするということも経産省が取り組んでおりますから、そういう点も、中小企業の従業員の賃上げへのインセンティブにもなるのではないかというふうに思つております。

〇田所委員 そういう賃上げの要望を行つてきたということでござりますけれども、これについては、先ほど来話もありました復興特別法人税の前倒し廃止であるとか、こういったあめと、対応しないところには公表もあり得るというような落ちの部分もあって、民間活動に政府が介入するのかどういうような論調もあつたかと思ひますけれども

も、私は若干違う思いを持つていてるのであります。
て、その点について話をしたいと思います。

例えば、金融庁が動きました金融円滑化について、あれなどにつきましても、例えば、簡単に言えば、あれは借りかえをちゃんとしろ、いろいろ考えてあげようということでございますが、よく

見ますと、別に何らの予算立てなどをしているわけではなくて、まさにリスクはその金融機関が持つ、そういう中で、言うならば、強いパワーを背景にしてお預りをしてきたということですぞいま

えられますけれども、しかし、そういうことをしないでいいのか、そこでシヨートする企業がたくさんあつて、それは我が国経済に大きな問題を起こしてしまう、そなれば、やはり考慮すべきは、行政指導とは言わなくても、その精神というもの、私は、これは非常に重要なだなというふうに考えたわけあります。

それは、根拠法によらなくてもいい、行政の処分でもないということでありますし、そういう中にあって、法的、直接的な権利義務を課するものでもない、しかしながら、任意の協力によって進めるということで明示の、従わないという意思を表示すれば、それはしてはならない、そういう精神でありますけれども、私は、私企業が政府の要望に基づいて本当に給料を上げるんだろうかと疑問を持っていたわけでありますけれども、そことは、まさに、経済をそれみんなで支えるんだ、そういう中で好循環が生まれ、そして、利益をみんなで享受できるようにしていくとという意味があつたというふうに思つております。

大企業で、初の八兆円台の配当をするというような報道もきようされておりました。そういうこととあわせて、個人投資家が動いたり、あるいは

雇用の拡大に結びつく、さらには就職の内定率も非常に好調であるということです。そういう中で、本当の好循環、デフレからの脱却とい

うものにつなげる一つの行政の動きというものをしっかりと自信を持ってやつてもらいたいと私は思つています。

そこで、先ほどお答えもいたしましたけれども、大企業というのは、もともと非常に強くて、ベースアップが今評価されていますけれども、ベースアップ以外に定期昇給もあるんですね。そ

ういうものを足すと一円以上上がるようなところもたくさんありますし、もともと中小と比べる

と非常に恵まれている世界である。

そういう中で、やはり、先ほど触れられましたが、本当に重要なのは、三百八十五万者と言われている、企業全体の九九・七%を占める中小企業、小規模事業者というものだろうと思います。それらが動かなければ、やはり本当にその豊かさというものは得られないというふうに考えております。

そういう中で、その事業者がもうかること、

あるいは、その事業者が、配当しよう、あるいは

給料を上げようというその意識を持つようにな

る。このことが、まさに全国津々浦々に豊かさが及ぶ重要な観点であるというふうに思つております。

それについて、どのように中小事業者等に対応

するのか、お聞きをしたいと思います。

○甘利国務大臣 まさに、事業所数でいえば九

九・七%であります。抱える従業員数でいえば九

五六六%だというふうに思つております。その中

小企業あるいは小規模企業に経済の好循環の恩恵

が届いていかなければ、本当の意味で、全国津々

浦々、景気回復を実感できるという状況にはなら

ない、御指摘のとおりであります。

先ほども若干触れましたけれども、今のこ

ろ、三百人以下の中小企業でもいい回答が出で

ると。しかし、これは、原資は大企業ほど潤沢で

はないと思います。その原資の多くは、独自に自

分のところで商品開発をし、自分のところで売つ

る。いろいろな日銀の事務所や景気ウオッ

チャード調査等を見ましても、景気の持ち直しとい

うことがあらわれているわけであります。徐々に

よくなっているという感じがするんですけど

も、しかし、消費税がすぐそこにアップされると

いうところが目の前に見えてきたということ

で、大変心配をしている、景気が冷え込んでしまった

じやないかな。平成九年のときのように増収に

ならないかったというのでは、何をやつたかわから

ないわけでありますし、反動減ということに対し

ても考慮しなければならないというふうに思つて

います。好循環実現のための経済対策も行われる

それ以外、先ほど申し上げましたように、中小企業が絡んでくる地域振興策については、各省挙げ取り組んできているところであります。

○田所委員 中小の事業者は、経団連とか日商とか、そういう団体もありませんので、やはり広く理解されるような、そういう働きかけというものが必要なんだろうというふうに思つております。

そういう動きを見て、我々の同僚も、秘書の給

料を少し上げなくちゃならないかなという人もい

たようでござりますけれども、そういう中で、ア

ベノミクス効果と一くくりに言いますけれども、

財政政策とか成長戦略が実を結んで功を奏したと

いうことばかりじゃないと私は思つんですね。そ

ういうところもあるかもしれませんけれども、や

はり、政治的な安定あるいは政策への期待という

ようなものから大きくマインドが変わってきたと

いうところによるところが非常に大きいと私は思つてもらいたいというふうに思つてございま

す。

それで、次に、消費税のことについてお聞きを

したいと思います。

地元のいろいろな日銀の事務所や景気ウオッ

チャード調査等を見ましても、景気の持ち直しとい

うことがあらわれているわけであります。徐々に

よくなっているという感じがするんですけど

も、しかし、消費税がすぐそこにアップされると

いうところが目の前に見えてきたということ

で、大変心配をしている、景気が冷え込んでしまった

じやないかな。平成九年のときのように増収に

ならないかったというのでは、何をやつたかわから

ないわけでありますし、反動減ということに対し

ても考慮しなければならないというふうに思つて

います。

ここで、最後に、アベノミクス、成長戦略の中

我が国は、戦後、八千万人台の人口、まさに高齢化率は低くて若々しい国が、人口の増加とともに経済も発展して豊かになってきたということです。

による支援、企業による女性の登用状況の開示促進、育児休業給付の引き上げで給付率を五〇%から六七%、待機児童解消加速化プランの推進などをしっかりと取り組んでいるところでございま

東日本大震災に関連する自殺につきまして、福山委員御指摘のよう、一昨年には減少した自殺者数が昨年には増加しており、憂慮すべきことであると認識をしています。

ての避難者が避難先で当面の生活再建を果たし、地域のきずな、いわゆる町内あるいは町外の地域のコミュニケーションをどのように維持発展させしていくのか。この具体的な取り組みについて御質問いたします。

国力の凋落を招くというんですけれども、少子化対策といつても、あしたからすぐに解決するわけではありませんので、現在の状況をもう所与のものとして、しっかりとそれに対応するような政策を

以上のような日本再興戦略の着実な実施には、年央の新たな成長戦略の改定に向けて、成長戦略進化のための今後の検討方針に基づきまして、甘利大臣のもとで産業競争力会議でも今検討を進めておるところでござりますので、引き続き

年は 岩手県ではほとんどの項目で減少している
一方、宮城県では五十歳代、健康問題など、福島
県では八十歳代以上、五十から五十九歳などが健
康問題及び経済・生活問題などで前年よりも増加
しております。

○浜田副大臣 今、福山委員から、いわゆる心の復興の問題について御質問をいただきました。この点につきましては、復興庁としても全力を挙げて、いる所存でございます。

が必要だらうというふうに思つております。
そういう中で、移民の問題とかいろいろ出てい
ますが、私は、現実的には、最もすぐ活用できる
のは、女性あるいは高齢者がしつかりと活躍でき

き、女性が輝く日本の実現に向けて全力を
でまいりたいと思います。

○柴山委員長 質疑時間が終了しました。

○田所委員 ありがとうございました。よ

政府としては、自殺総合対策大綱において、当面の重点施策として「大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進」を盛り込んでおり、関係省庁において大綱に基づく取り組みを実

難先での定住をしていきたい、そういう方もおられます。これにつきましては、被災者の意向調査等、お聞きいたしますと、戻りたいと考えておられる方々、また、戻らないと考えておられる

す。 しているのか、森大臣にお伺いをしたいと思いま

ために、ごく簡単に御質問をさせていただきま
す。

以上です。

金を貯金するに決意したところでござります。
その中で、御指摘いただきました、新しい生活
を始める方々に対しましては、移住資金や住まい

おられますので、端的にお願いします。

も、最初、暗い話からスタートしなければなりません。先ほども、自殺死のお話が出ました。お手

（社）日本原子力機器開発会議
福島は原子力という問題で全町避難ということが
福島は原子力という問題で全町避難ということが
れども、被災者の皆さん、三年にわたって、特に

追加の賠償、そして、町内外の復興拠点の整備によるコミュニティーの維持などの支援を進めるこ

こうしたことを踏まえて、昨年六月に閣議決定された日本再興戦略において、女性の活躍を中核に位置づけておりまして、出産・子育て等による離職の減少、または一旦離職した場合の復職の支援、そして指導的的地位に占める女性の割合の増加に向けてさまざまな施策を展開しております。

一三年は宮城もふえましたけれども、こういう形で見れば、いかに福島がいろいろな影響が強いのかということを感じます。そういう点、特に四十五歳、五十歳代のまさに働き盛りの方がこういう形で自死するということについて、どのように感じられましたか。お願いいたします

いただきたいということと、福島の復興についての、移住を希望する避難者や既に避難先で定住している方への生活再建支援策をどうするのか、これが一点です。もう一点は、帰還を希望されるものの長期にわたる避難を余儀なくされる方への、避難期間中の生活再建支援などのようにされ

過ごしていただけますように、復興公営住宅とい
うところに入っていたときまして、その中で生活
拠点がうまく築けるように、国、福島県、受け入れ
市町村、また避難元自治体も入っていたくによ
うな協議会を今設置しております、それぞれ具
体的にどういうハード、ソフトの整備がいいかと

つまり、ハードとしては、まず中心は復興公営

住宅でありますけれども、それとどまらず、必要な道路の改良とか、また学校の拡充、こういうものもありますし、ハードにとどまらず、ソフト面では、地域住民と避難者との交流事業、さらにスクールバスの運行、こういうハード、ソフト両面で、そういう方々の良好なコミュニティー形成を支援していきたいと思っております。

そして、三点目でございますが、両面にわたりましてやはり重要なのはコミュニティーをうまく維持していくかという点でございますので、これについては、まず、全ての方々が入っていただく復興公営住宅の見通しをはつきりさせていこうということです。昨年六月に、原発避難者の方々の復興公営住宅については三千七百戸、まず整備をするという計画をつくりました。これについては年度内に用地確保にほぼどがつけられるようになり組んでいるところでございますけれども、その後の意向調査を聞いてみますと、いろいろの要望も変わってきますので、この結果を見ますと、この三千七百戸に加えてさらに一千百九十戸を追加しようではないかということで、これについては昨年十二月に決定したところでございますけれども、この用地の確保もあるべく早くめどをつけられるように今取り組んでおります。

そして、めどをつけたところにつきましては、募集を始めれば皆様のコミュニティーがどこになるのかとはつきりしますので、これについては入居開始をことしの九月ぐらいから始めたいと思つておりますので、来月、四月一日から、そのうちの五百二十八戸分について募集をさせていただきます。

○福山委員 今御答弁いただきまして、私、時間の関係上、簡単に申しますけれども、それぞれの対応はどういただと私は思つておりますけれども、最初の自殺の関連から含めて、四十歳、

五十歳代の方というのは、一番働き盛りであります。

子供たちも抱え、将来的な不安があると私は思います。ということは、生活の将来的な不安、一家の家主として、あるいはそういう中心的にやらなくてはいけない人間としての役割という中で、非常な重圧があるのでなかなかうかなというふうに推察します。

これは、時間上、あえて今聞かせんけれども、しっかりとそのあたりのピアリングをすると同時に、その人たちのその思いを十分に、今の答弁以外に反映できることを考えてほしいということを強く希望いたしております。

続きまして、これから想定される地震についての御質問をさせていただきたいと思います。

いわゆる三連動地震、東海、東南海、南海地震という三連動地震が言われております。これは、非常に長い太平洋岸、東京からずっと九州まで非常に広い範囲で想定されておる災害でございます。私どもふるさとの徳島県も、南海、東南海トラフという大きな問題がございまして、こういう

中で、発災率が今現在7%というふうに言われております。いつ起こてもおかしくないという中で、御質問をさせていただきたいと思います。

先ほど言いましたように、甚大な被害が想定される地域で、特に、地震、津波による海岸保全施設の倒壊や河川への津波週上、さらには基幹道路の寸断による地域の孤立化が著しく懸念されて、災害に強く強靭な国土づくりを推進するために、事前防災・減災対策や、橋梁やトンネルなどの社会資本の老朽化対策のさらなる加速が必要であると考えます。

二点目は、やはりこの三連動地震では、先ほど言つた、関東から九州まで広域的な場所で想定されておりますけれども、地震発災直後においての混乱状態の中、被害や救助、救援に関する情報が

持つておられるのか。

三点目として、今後発災が予想される巨大災害の発生時に、まず、特に高齢者として障害者などを配慮する方々に円滑に避難していただくのが最大の課題となっております。これを実現するため、避難場所や避難路の整備を早急に進めいく必要があります。

例えば、我がふるさと徳島県では、県単独事業で、「とくしまー0(ゼロ)作戦」緊急対策事業といふので、市町村が実施する避難路や避難場所の整備を支援しているところであります。市町村の財政も厳しくて、なかなか対策を加速することが難しい状況であります。

国として、特に命を守るという観点から、まずは津波避難対策について積極的に支援をしていくべきではないかと思ひますけれども、御答弁をお願いいたします。

○持永政府参考人 私からは、一点目の国土強靭化の関連につきまして御説明させていただきます。

今、委員御指摘ございましたように、南海トラフ地震など、我が国はさまざまな大地震に対する懸念があることは御存じのとおりでございます。

したがいまして、政府といたしましても、強靭化の関連につきまして御説明させていただきます。

今、委員御指摘ございましたように、南海トラフ地震など、我が国はさまざまな大地震に対する懸念があることは御存じのとおりでございます。

したがいまして、政府といたしましても、強靭化の関連につきまして御説明させていただきます。

昨年十二月には、議員立法によりまして、事前防災・減災に重きを置いた国土強靭化基本法が成立いたしております。現在、政府におきましては、この法律に基づきまして、脆弱性評価を行います。

具体的に申しますと、ことしの五月を目途でございますが、法律に基づきます基本計画を策定するということで作業を進めておりまして、現在

す。

それから、国の計画だけではやはり事前防災、減災は進みませんので、法律に書いてありますよ

うに、地域でも同様の計画をつくっていただく

こと

が需要でございまして、私どもの、国

の計画

ができた後は、次のステップとして、地域に計画をつくっていただくための地域計画づくりへ

の支援に移っていきたいと思っております。

いずれにしても、国の計画、それから地域の計

画、もちろん民間の皆さん御協力もいただきな

がらということでござりますけれども、事前の防

災・減災対策、それから社会資本の老朽化対策、

これらを初めとします強靭な国土づくりに向けて

努めてまいりたいと考えております。

○佐々木(克)政府参考人 まず、南海トラフ地震の際の応急活動の関係でござりますが、昨年末におきまして、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が制定、施行されました。これを受けまして、現在、南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定を今鋭意進めております。この計画の中におきましては、災害応急対策の実施に関する基本的方針を定めることになつております。今後、この方針を受けて、具体的な活動計画をつくるまいりたいと思っております。

想定される最大規模の被害を前提に置きました

て、警察、消防、自衛隊などの救助、救急部隊の派遣先や派遣規模、救助・救急部隊の移動や物資の輸送のための緊急輸送ルート、救助・救急部隊が活動するため、または物資を輸送するための防

災拠点、さらには重傷者等を広域的に搬送するた

めの手段など、具体的に計画を定めて、地震発災直後から直ちに活動できるような体制を整えてま

いりたいと思っております。

また、続きまして、避難対策の関係でございま

すが、同じく、先ほど申し上げました南海トラフ

法におきまして、津波避難対策を特別に強化する

地域を指定することになつております。現在、中

央防災会議等に諮問中でござりますけれども、こ

の特別強化地域の指定を受けまして、関係市町村が津波避難対策緊急事業計画をつくることになります。

この計画におきましては、津波避難の用に供する津波避難タワーの避難場所や避難路の整備、あるいは病院、社会福祉施設、小中学校 特別支援学校等の要配慮者施設の高台移転に伴う土地取得、造成等を定めることになつております。こうしたものに対する財政上の措置を講ずる、さらには、高台移転を行うための土地確保に資する農地転用の許可要件の緩和を行つたような措置が講じられることになつております。今後、関係省庁と連携いたしまして、市町村等が行う津波避難対策をしっかりと支援してまいりたいと考えております。

○福山委員 いろいろ御答弁をいただきました。

私は、今回の質問の中で、福島の問題、そしてさらに、今後起ころるべき、東海、東南海、南海、この三連動、こういう問題が、私が一番気がかりなものですござります。それぞれ予防、減災ということがこれからずっと、東北大震災も、前回の神戸の大地震のあれをもとにいろいろな形でやられておったけれども、いろいろな状況の中で、やはり広域的になつたら大変な問題でござります。こういうことも含めて、しっかりと対応をこれからもお願いいたしたいと思います。

最後に一点だけ、要望として、福島県における復興の一番の決め手というのは、中間貯蔵施設の問題だと私は思つております。大変でしようけれども、どうか復興復旧のために、福島のためにしっかり頑張つてあげていただきたい、かように思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○柴山委員長 次に、高木美智代さん。

○高木(美)委員 公明党の高木美智代でございます。

きょうは、一般質疑のお時間をいただきまして、感謝申し上げます。きょうは、森大臣に質問

をさせていただきたいと思います。

まず、障害者に対する情報コミュニケーション支援につきまして、お願ひをさせていただきたいと思います。

まず、二月十九日、国連障害者権利条約が我が国で発効いたしまして、正式に批准国となりました。最後の差別解消法につきましては、この内閣委員会で審議をしていただきまして、全会一致で成立をさせていただいたところでございます。

実は、その法律の概説本をつくりまして、その巻頭言に、政策委員会の委員長の、また静岡県立大学教授石川准先生がこんな言葉を寄せてくださいます。この法律を誠実かつ丁寧に運用さつております。この法律を誠実かつ丁寧に運用し、法の趣旨を社会に浸透させていく努力こそが重要となる、そして、この法律で規定された合理的配慮をめぐつて、至るところで建設的な対話を始まることを期待する、それは多様性を尊重し合う共生社会へと私たちの社会を進化させていく道に通じているはずだと述べていらっしゃいます。

このような共生社会への歩みは、やつとスター

トラインに立つたばかりでござります。今後の取り組みが重要な課題だと思います。

そのポイントの一つが、社会のバリアを取り除くこと。特に、ハード面はバリアフリーなど進みつつあります。ソフト面の対応はおくれているように感じております。ソフト面として、情報コミュニケーションはどのように保障していくのか

が今後重要な課題だと思います。

まず、例えば聴覚障害者は、来客の方がいらっしゃっても、ピンポンと鳴つても全くわからない。そこにつつながる赤いランプ表示があればわかります。

また、電車がとまつても、アナウンスだけでは何が起こつたかわからない。しかし、そこに電子表示があつて初めて理解ができる。

当然、視覚障害の方は、点字を広めることが必要であり、また音声コード等の普及が求められるわけございます。また、発達障害、精神障害の方たちも、カラフルな標識があれば、自分でそれを

も話されております。

こうした配慮は日常生活に不可欠であり、また社会参加のためにも必要であり、障害者も、また障害に連なる高齢者の方たちも、心豊かに暮らすために必要であると思います。

また、災害時や救急時におきましては、命を守るために不可欠でありまして、この情報コミュニケーションにアクセスする権利、アクセスibilityティーと言われておりますが、これが守られる必要があると思います。

そこで、今、きょう傍聴にもお見えになつていますが、全日本ろうあ連盟では手話言語法を求める運動を展開していらっしゃいます。

もっとと知つてもらいたい、またそれで、先ほど申し上げた三つの点について、その利便性を確保していきたいということでございます。

まず大臣に、この情報コミュニケーションの重要性についてどのように御認識か、また、現状についてのお考えにつきまして伺いたいと思います。

このように、このように障害の有無にかかわらず、日常生活または社会生活を営む上で、円滑な情報の取得、利用やコミュニケーションは必要不可欠なものであり、このような情報コミュニケーションに関するさまざまな困難を抱える障害者への支援は、障害者施策の重要な課題の一つであると認識しております。

昨年九月に閣議決定をさせていただきました障害者基本計画第三次においても、「分野別施策の基本的方向」の一つに「情報アクセシビリティ」という項目を設けさせていただきました。具体的には、障害者が円滑に情報を取得、利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう

に、情報提供の充実、意思疎通支援の充実、行政情報のバリアフリー化の施策などを盛り込んだところでございます。

この基本計画を踏まえ、例えば、情報通信機器

等の研究開発に対する助成や、手話通訳者、要約筆記者等を養成するなど、関係省庁において着実に、障害者に係る情報コミュニケーションの支援のための施策に取り組んでまいります。

○高木(美)委員 大臣、それではちょっと足りないかなというふうに私は思つております。

基本法の改正等につきましては私も携わらせていただいたんですが、どうしても福祉サービスをどういうふうにしていくかということに視点が向かいがちなんですが、やはり、こうしたソフト面のバリアフリーをどう進めていくかというところから、もう一つ特出しをして検討をする必要があるのではないかということをずっと感じております。

私は、パラリンピックもありますので、障害者に対して、このオリパラをしてこにして、条約の趣旨にのつとて、情報コミュニケーションのあり方について、総合的な検討を早急に開始すべきと考えております。国際手話と日本の手話、実は全く翻訳したものにわかりやすくするとか、そういうふうに今もう既に進めております。

私は、パラリンピックもありますので、障害者に対して、このオリパラをしてこにして、条約の趣旨にのつとて、情報コミュニケーションのあり方について、信号のところも、国会議事堂前なんというローマ字を振つてあるだけのそれを、英語に翻訳したものにわかりやすくするとか、そういうふうに今もう既に進めております。

<p>○高木(美)委員 ありがとうございます。大変前向きな御答弁をいただきました。</p> <p>ぜひ、国交、それから総務、厚労等と、ただいま大臣から関連省庁というお話をございましたが、大臣、そこをしつかり束ねていただきまして、障害者の方たちが、これでソフト面も進んだという実感があるような対応策を、ぜひとも検討をお願いしたいと思います。</p> <p>続きまして、十七日、埼玉県内で、ベビーシッターに預けられた二歳児が遺体で見つかるという痛ましい事件がありました。</p> <p>まず、厚労省に、今般の事件を踏まえて、今どのように対応されているのか、現状について伺います。</p>	<p>○鈴木政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>今般の事案でございますけれども、ベビーシッターを名乗る男性の自宅から男の子が遺体で発見されたという大変痛ましい事件でござります。子ども、必要な対応を迅速に図つてまいりたいと思つております。</p> <p>まず、本件あるいは本件と類似の業態で展開されている事業、さまざまあるうかと思います。その実態把握を、関係自治体とも連携しながら行うということを予定しております。それから、本件のようなマッチングサイトなど、インターネット上の仲介についても調査を行つことといたしております。その上で、どのような対応が考えられるのか、整理をしていきたいと思つております。</p> <p>また、保護者の方々の啓発あるいは注意喚起というのが大変大事になつてしまいと 思います。したがいまして、本件を踏まえて、留意すべき点などをまとめまして、厚生労働省のホームページ等で公表いたしまして注意を促してまいりたいと考えているところでございます。</p>
<p>○高木(美)委員 ありがとうございます。</p> <p>きょうは、お手元に資料を配らせていただきました。「地域型保育事業の検討に当たって」ということでですが、これは、内閣府の子ども・子育て会議、基準検討部会合同会議で提出された資料でございました。</p>	<p>そこで、この取りまとめを一生懸命やらせていただきまして、できて、あのときにぎりぎりセーフで間に合つたんだなという実感を今させていただいているところです。</p> <p>そこで、この一番下の表をごらんいただきたいのですが、そうしたベビーシッターがどこに事業として当たるのかということなんですが、まず一番左の家庭的保育事業、いわゆるこれは保育ママさんと言われるものでございまして、ここに基準が書かれています。場所は、家庭的保育者の自宅その他さまざまなスペース。これも、資格につきましては、この裏の一一番左のところにあります。が、市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等云々という、このように市町村長が認められる者となつております。場所については設備・面積基準というのがはつきり設けられております。これは数人という単位。</p>
<p>○高木(美)委員 ありがとうございます。</p> <p>こういうふうに、公的資格というのが、一応協会が認定をしているものが、研修を終えたものが</p>	<p>あるということです。これは、誰でもやることができるわけです。例えば、私がベビーシッターを名乗つて、近所の方たち、私が見ますよ、対価はこれですよと言つても、その営業は誰でもできるというのが今のシステムになつているわけ</p>
<p>○高木(美)委員 ありがとうございます。</p> <p>そこで、大臣は昨日の記者会見で、法整備を行なうかどうかや担当省庁をどこにするかも含め検討されていくことになると思うという、このような御発言がありますが、大臣は今後どのように法整備ということにつきましても進められるおつもりなのか、御答弁をお願いいたします。</p>	<p>○鈴木政府参考人 私ども、本件を踏まえました対応といたしまして、先ほど御説明申し上げましたように、まずは、いろいろな事業の展開がござりますので、実態把握をして、かつ、今先生から御指摘がありましたインターネットに伴う問題、こういったものも、まず調査を行つて、対応を整理してまいりたいと思っております。</p>
<p>○高木(美)委員 よろしくお願ひいたします。</p> <p>そこで、今後のことをお伺いしたいのですが、このベビーシッター、恐らくこれはどこにも今枠組みがないというのが状況ではないかと思いま</p>	<p>す。まず厚労省にお伺いしたいのですが、このベビーシッター資格について、認定のあり方はどうなつているのか、簡潔にお願いいたします。</p> <p>○鈴木政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>特に、このベビーシッターは、お子さんのお宅に訪問するにしても、これは密室、閉鎖性がずっと指摘されてきたところでございます。しかも、</p>
<p>公的な資格制度はございません。</p> <p>一方で、公益社団法人の全国保育サービス協会、これが認定研修を実施しております、それに対しまして国が補助を行つていてるところです。</p> <p>平成二十七年四月に施行を予定されております子ども・子育て支援新制度、ここにおきましては、居宅訪問型の保育事業といたしまして、ただいま先生から御指摘のありましたような認定関係の位置づけがなされているということでございま</p> <p>す。</p> <p>厚労省鈴木審議官、どのようにお考えでしゃうか。</p> <p>そこで、まさに今御指摘のありました論点、重要な論点でございますので、これを十分に踏まえて対応させていただきたいと思っております。</p> <p>○鈴木政府参考人 私ども、本件を踏まえました対応といたしまして、先ほど御説明申し上げましたように、まずは、いろいろな事業の展開がござりますので、実態把握をして、かつ、今先生から御指摘がありましたインターネットに伴う問題、こういったものも、まず調査を行つて、対応を整理してまいりたいと思っております。</p> <p>そこで、今後のことをお伺いしたいのですが、このベビーシッター、恐らくこれはどこにも今枠組みがないというのが状況ではないかと思いま</p> <p>す。まず厚労省にお伺いしたいのですが、このベビーシッター資格について、認定のあり方はどうなつているのか、簡潔にお願いいたします。</p> <p>○高木(美)委員 ゼひとも早急にお願いしたいと思います。</p> <p>特に、このベビーシッターは、お子さんのお宅に訪問するにしても、これは密室、閉鎖性がずっと指摘されてきたところでございます。しかも、</p> <p>業として対価を受け取るいわば営利事業というとであれば、当然、研修の義務づけとか、届出制、また規制のあり方など、先ほど大臣がおっしゃった質の確保の観点から枠組みの検討を進めるべきではないかと考えます。</p> <p>また、ネットなどで万が一そうした求職を掲載するときにも、どのような資格を取得しているのかと、そこをはつきりと書く、そしてそれが偽装である場合には当然ペナルティーを科していくといったような、やはり何らかの表示というのが必要ではないかと考えます。</p>	

新制度の中にしっかりと位置づけをして、取り込んでも、そして安心して子供を育てることができるもので、そういうシステムづくりが必要ではないかと思います。

これから、利用者支援事業という名称ですが、いわゆる横浜がやつていらっしゃるコンシエルジュ、これがまた市町村事業として拡充をしていく、このような方向性が既に打ち出されております。このコンシエルジュのところには逆に多様なニーズが恐らく寄せられていると思いますので、こことのところを、私は、まず現状把握の意味からも把握をしていただきたいと思います。

また、もう一つお願いをしたいのは、保育の必要性の認定によって、先ほど申し上げた居宅訪問型保育事業または家庭的保育事業、ここに、使われる方はいいんですが、認定以外の、緊急性があるとか、また最近、どうしても働くしかないといけない、またこういう存在も余り知らなかつたとか、そういう方もいらっしゃるかと思います。

そこで、地域支援事業の中に、今、十三事業の中に一時預かりというのがありますが、これをもう一つ拡充していただき、訪問型ベビーシッター事業というのを市町村事業の中にはつきりと位置づけていく、そしてまた、そのことを市町村がこれからつくる計画の中に策定をして位置づけていく、そして市町村もそこに対し策定をして位置づけがら支えていく、このような整理が必要なのではないかと私は考えます。

鈴木審議官、大臣、それぞれから御答弁を簡潔にいただけれど思います。

○鈴木政府参考人 ただいま御指摘のように、これまで、ともすれば施設型の給付中心に考えてございましたけれども、これから的新制度の中では、御指摘のようにさまざま市町村が事業形態をとることができます。

その中で、今御指摘のあつた一時預かりの事業とか、あるいは子育ての短期支援事業、それから御示唆ございました利用者の支援事業も含めまして、柔軟な形で展開できるように、それから、市

町村が今、ニーズ調査をし、事業計画をつくつておりますので、その中にも的確に盛り込まれるように対応を図つてまいりたいと思います。

○森国務大臣 委員おつしやるよう、多様な保育ニーズ、これをしっかりと把握して、制度を充実させてまいりたいと思います。

それとともに、私は、働く女性の働く場、企業の方の環境整備、それから男性の育児、家事への参加促進というのもあわせて行ってまいりたいと思います。

○高木(美)委員 ありがとうございます。

それでは、最後に大臣、来年四月ですが、新システムが内閣府に移つてまいります。担当大臣としての御決意を最後にお伺いしたいと思います。

○森国務大臣 新システムについても、高木委員のこれまでの御尽力、本当に敬意を表します。

働く女性の活躍に向けてもそうですし、少子化対策に向けてもそうですし、この新制度に対する国民の期待は非常に高いものでございます。新制度、しっかりとスタートできるように、全力で邁進してまいりたいと思います。

○高木(美)委員 しっかりと後押しさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○柴山委員長 次に、山之内毅君。

○山之内委員 日本維新の会の山之内毅でございます。

本日は、クールジャパンについて質疑をさせていただきたいと思っております。稲田大臣、よろしくお願ひいたします。

まず、このクールジャパンの位置づけなんです。これまで、昨年の六月、「日本再興戦略 ジャパン・イング・パック」でも書いておられます。まさに「国際展開に関する限り、商売の話は民だけに任せればよい」という従来の発想を大胆に転換し、インフラ輸出やクールジャパンの推進などのトップセールスを含め官民一体で戦略的に市場を獲得し、同時に日本に投資と観光客を取り込む体制を整備する。こういった観点も、ある意味、成長戦略の大

きな一つだと思つております。

その中で、私が今回クールジャパンの質疑をさせていただきますのは、やはり、特に行政の中で今後必要とされていくのはP.D.C.Aサイクル、プラン・ドゥー・チエック・アクション、要は、決まりましたことが今どう機能していく、それがどのよ

うな効果があつて、どこを改善すればいいのか、いろいろなものをやはり逐次チェックしなければいけない、その思いから確認をさせていただきましたところがあります。

まず、昨年より推進会議というのが内閣府の方にありますて、さらに十一月には、クールジャパンシステムが内閣府に移つてまいります。担当大臣としての御決意を最後にお伺いしたいと思います。

○森国務大臣 新システムについても、高木委員のこれまでの御尽力、本当に敬意を表します。

働く女性の活躍に向けてもそうですし、少子化対策に向けてもそうですし、この新制度に対する国民の期待は非常に高いものでございます。新制度、しっかりとスタートできるように、全力で邁進してまいりたいと思います。

私も資料等を拝見させていただきますと、やはりクールジャパンの狙いというのは、今後、世界のクリエーティブ産業の市場規模も、二〇〇九年の四百六十三・九兆円から二〇二〇年には九百三十二・四兆円、約二倍になる、これを狙つて取り組んでいく。

もちろん、これも、ただ単に出るのはではなくて、外需をとりに行く。これは日本の農畜産物も一体となつて、各省横断的な連携をしながら外需を稼ぎ、さらにはインバウンド、日本への観光収入等にも結びつける。

三段階あると資料の方にもあります。そもそも日本のアームの創出。日本の魅力の発信ですね。こちら、今あるものから新たに出てくるもの、こういったものを創出していく。さらに、現地で稼ぐ。ここは特にクールジャパン推進機構が大きな役割を果たすべきものになると思います。まずつくつてから、諸外国へ行き現地で稼いで、かつ、その恩恵で日本での消費にも喚起する、日本に呼び込み大きく消費を促す。観光客をふやす

というのもそだと思います。

その中で、私も聞くところによると、昨日、その推進会議にかわる、ある意味、新たに開催されたとお聞きしているんですが、これについ

て、大臣、どのようなものか、また、第一回のものとどう変わつて、どのような狙いがあるのか、教えていただけますでしょうか。

○稻田国務大臣 今委員御指摘の、内閣府にございましたクールジャパンの推進会議、これは、私が初代のクールジャパン戦略担当大臣として、省

庁横断的に横ぐしを刺して、一体となつてクールジャパン戦略を練つていこうということで、日本を代表する七人の方々にお集まりをいただいて、アクションプランというものをつくつたわけであります。

私が考へているクールジャパンというのは、そのときに私自身の考へも発表したんですけども、クールジャパン戦略というのは、やはり国から何かを押しつけるのではなくて、国民一人一人が日本の魅力を発見して、そしてそれを発信していく社会運動ないしは国民運動というふうに考えております。また、二〇二〇年のオリンピック・パラリンピック開催が決定をしたことで、クールジャパンの発信のまたとない好機だというふうに考へています。

今委員が御質問になつていて、第一回の推進会議と昨日発表いたしましたC.J.M.U.メント推進会議、クールジャパンムームードメント推進会議の関係ですけれども、今回つくりましたC.J.M.U.メント推進会議は、第一回の会議でアクションプランをまとめて大きな観点からクールジャパンの戦略について検討していただいたわけですから、も、今回は、国内外のイベントの最前線で活躍をされているクリエーター、プロデューサー、タレント等の方々で、特に二十代から四十代の若者を集めさせていただいて、アクションプランでまとめたそれぞれのイベントに、具体的にクールジャパンの戦略を生かしていただくための現場感覚を踏まえた若手の斬新なアイデアから意見や提案をいたところでございます。

○山之内委員 ありがとうございます。その会議は引き続き行われていくものと思います。

その中で、今言われたように、二十代から三十二代、四十代、若い方々のクリエーターの方々、やはりそういう方々の感性を生かしていく、その感性に基づいて外需をとりに行くところだと思います。

そういう世界というのは日進月歩で、スピード感がすごく必要なものと思います。一年前は流行していたものが一年後にはもう流行していない。ブランド力が落ちているものもあれば、これはブランド力が上がるのかというものが急に上がったりもする、その捉え方というものは極めて重要なものだと思つております。

その中で、今回、ケルジャパン推進機構、これは経産省さんの方でできたものです。こちらについては、二十五年度予算で五百億円、二十六年度要求額で三百億円、リスクマネーの供給ということで、民間出資の呼び水のために設置されたものだと思います。今現状、この推進機構、正しく

は、登記名でいいますと、株式会社海外需要開拓支援機構となつております。本組みは産業投融資の中の産業投資、ある意味、リターンを求められるものという位置づけだと思います。

こちらの中に、今、ある程度募集が来ていているところは聞きます。その中身が今どういったものかが来ているのか、もしくはどういったものを採用しているのか、こうとしているのか、これについて経済省さんの方からお答えいただけますでしょうか。

○石川政府参考人　ただいま御指摘いただきまして、たクールジヤパンファンド機構の出資案件でござりますけれども、今御指摘がありましたように、既に、現時点で大体百件を超えるぐらいの投資案件、目次が寺らんとしている二、三の大元でござる、

機構の場合は、具体的な投資決定に至るまでには、やはり民間のファンダードに比べますと、もう一点、政策的意義や波及効果といったようなところまで、その中で一定程度の熟度にあるような數十件程度のものを、初期の候補として現在、鋭意機構の方で検討、審査をさせていただいているという状況でございます。

るも踏まえた政策的な案件組成の支援、よい案件をつくるというような支援もした上で、さらには民間ファンデと同様に、投資リスクを適正に判断するためのさまざまな事前調査、検討、いわゆるデューデリジェンスというもののプロセスを経るということになろうと思つておりますし、現在在、そのプロセスにあることだらうと思います。

現段階では、初期の案件として、例えば、現地の放送権を買い取つてそこにジャパン・チャンネルというような形を設定いたしまして、海外において、日本のコンテンツを継続的に配信し、またあわせて関連する商品も販売されるというようなプロジェクトでありますとか、また、海外の主要都市におきまして、ショッピングモールのようないわゆるものを整備させていただいて、日本のファッショングループでありますとか食、生活雑貨などを継続的に販売していくというような案件も想定されていると聞いております。

いずれにいたしましても、私どもの方として、一日も早い実現ということで、可能な限り早いタイミングで投資案件が組成されることを期待しているところでございます。

ヒート感を持って選考の方もしていただいたみたいといいますのは、やはり八百億円、税金の方から投入されています。これがいいもので、産業投資として効果があるものになれば評価されますし、そうでなければ厳しい。七年後にはまたそのPDC Aサイクルもチェックするはあると思いますけど、さうでもなく、必ずこいつ、効果的な投資を行つらうといいます。

やはりこういった戦略というのは、アメリカ、有名なのはハリウッド戦略もあります。韓国もそれに倣つております。私も聞くと、例えばシンガポールでファッショニショーンをすると、やはり韓国のファッショニショーンをするときに、やはり韓国の方も結構注目されることがあります。

モデルさんたちが出でると盛り上がる、日本のモデルさんが出てくると盛り上がりがない。

見て、
聞いて、

二〇一〇年にオリンピック・パラリンピックが東京に来ますけれども、単に東京だけではなくて、地方展開したそのクールジャパン戦略によつ

て、地方にも外国の方々にたくさん来ていただくな
といふようなことも目指して発信、それから戦略
を練つてしまひたいと思つております。

○山之内委員 ありがとうございます。各地方
も、そのような独自のブランド力を持つたものを
直接アジアもしくはさらに海外に展開していくだ
きたいと思っております。やはり、そういう点で

が日本の今後の成長戦略の大きな主要な点になる
と私は思つております。

あとは、そういうしたものに關して、やはり積極
的に、よく言わられるのが、政府が余り関与すると
それはよくないものになるだとか、これは安倍首
相も言われていた点だと思うんです。このバランス

スというのが極めて重要なってなるとは思うんですね。

なくとも民間の方々と感性とスピード感は一致したものでないと取り残されちゃう。やはりスピード感というのは、極めて今のアジアの新興国においては重要な、ある意味、ビジネスを決める要件の一つだと思いますので、そういうふたところを注

意していただいたので今後会議の方も推進していただきたいくらいいまして、質疑時間が終了いたしましたので、質疑を終了させていただきます。
ありがとうございました。

○赤嶺委員 日本共産党の赤嶺政賢です。
前回に引き続きまして、まず、秘密保護法の問題について質問をいたします。ちょっと前回と角度を変えて聞いていきます。

現在指定されている特別管理秘密の文書等の件数、これを省庁別に、また、前回発表した数字と、どのくらいふえているのか、減っているのか、説明をしていただけますか。

○北村政府参考人 お答えいたします。

政府の保有しております特別管理秘密文書等の件数でござりますけれども、平成二十五年六月末現在で約四十四万七千件となってございます。

省庁別の数字ということでお尋ねでございますけれども、内閣官房におきまして約三十三万七千件、内閣府で十四件、官内庁で三件、警察庁で一万二千五百三十七件、金融庁で三十八件、総務省で二百三十件、法務省で三件、公安調査庁で一万余三百四十四件、外務省で一万九千九百五十七件、財務省で百七十六件、文部科学省で一件、厚生労働省で百四十三件、経済産業省で四百件、国土交通省、海上保安庁を除きでございますが、六百四十件、海上保安庁で八千四百六十五件、原子力規制委員会で四百十三件、防衛省で五万三千六十件、合わせて約四十四万七千件という数字となつてございます。

前回、平成二十四年十二月末現在の数字と比べまして、約二万八千件、六・六%程度の増加といふふうになってございます。

○赤嶺委員 ふえてきてるわけですね。四十四万の特別管理秘密の中で、内閣官房が指定しているのが三十三万七千件ですから、圧倒的に内閣官房といふことになるわけですね。これは、情報収集衛星に関するものが多いというぐあいに説明をされきましたが、撮影された画像は、外交や防衛など安全保障に関する情報収集に該当いたします。それに加えて、内閣官房には国家安全保障会議の事務局も置かれるようになりましたので、特定秘密の問題を考える場合に、安全保障における内閣官房の比重が格段に高まっているなというのを、数字から見ても、経過から見ても、そのように捉えられます。

それで、確認をしたいんですが、その内閣官房の保有する情報を特定秘密に指定する場合、その

指定権者はどなたですか。

○森国務大臣 お答えします。

内閣官房が保有する情報については、内閣総理大臣が行政機関の長として特定秘密の指定を行います。

○赤嶺委員 内閣総理大臣ですね。だから、内閣官房の安全保障に関する位置から見たら、内閣総理大臣は、量的にも質的にも圧倒的な特定秘密の指定権者となるわけです。

秘密保護法の中一番私たちが懸念事項として批判をしたのは、自分たちに都合の悪いものはどんどん秘密に指定していくのではないかと、いう、この懸念がありました。そういう懸念に対して、秘密の恣意性というものが起らぬないように、運用の統一的基準を設けようということになりました。これが秘密保護法の第十八条第一項、第二項、政府は、特定秘密の指定及びその解除等に關する統一的な運用を図るために基準を定めることによる、この部分になつていくわけですね。

それで、その統一基準を作成し、閣議決定を求めていくのはどなたですか。

○森国務大臣 第十八条における統一的な運用を図るために基準を定めますけれども、内閣総理大臣が、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関し、その適正を確保するため、統一的な運用基準に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとされています。この場合において、内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施が当該基準に従つて行われていることを確保するため、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出及び説明を求め、並びに特定秘密の指定及び解除並びに適性評価の実施について改善すべき旨の指示をすることができることがあります。

○赤嶺委員 行政機関の長が適正にやつていいかるための基準でございますけれども、十八条二項におきまして、内閣総理大臣は、当該基準を定め、またはこれを変更しようとするときは、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関する規定を作成し、閣議の決定を求めなければならぬとしております。

○赤嶺委員 ですから、恣意性を防ぐために、統一的な基準を作成して、識者の意見を聞くというわけですが、閣議決定を求めていくのは総理大臣と、いうことが法律にも書かれているわけですね。総理大臣は、みずからが指定する特定秘密の指定基準案をみずから作成することになります。そこで、次に出てきたのが、チエック機関の問題であります。

統一基準に従つて特定秘密の指定をチエックし

ようということですが、第十八条四項では、特定秘密の指定が基準に従つて行われているかどうか、資料の提出及び説明を求め、改善について指示をすることができる、このようにしておられます。

これら、第十八条四項に従つて特定秘密が基準に基づいているかどうかチェックするはどうですか。

○森国務大臣 第十八条四項に記載されておりますけれども、内閣総理大臣が、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関し、その適正を確保するため、統一的な運用基準に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとされています。この場合において、内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施が当該基準に従つて行われていることを確保するため、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出及び説明を求め、並びに特定秘密の指定及び解除並びに適性評価の実施について改善すべき旨の指示をすることができることがあります。

つまり、秘密保護法は、総理が秘密の基準を決め、それに従つて関係行政機関の長が秘密を指定し、内閣官房の場合は総理が秘密を指定し、それを総理みずからが秘密をチェックする、こういう仕組みになつてあるということですね、森大臣。

○森国務大臣 そもそも、個別具体的な特定秘密の指定の適否の確認を誰がするかということです。専門的、技術的判断を要することから、行政機関がこれを行うことが適当であるといふふうに考えております。

全てが内閣総理大臣ではないかというような御指摘でございますけれども、最終決定者が誰かということになれば、諸外国においても、例えばアメリカの情報保全監督局も、行政機関の中の国立公文書館の一部門でありますので、その局長は大統領の承認を得て任命されるものというふうになつておりますので、全て最終決定者が大統領になつておられるというふうに思っております。

この点、我が国において、独立公文書管理監査室(仮称)とそのもとに置かれる情報保全監察室(仮称)は、特定秘密を指定するインテリジエンスコムニティーに所属する行政機関、例えば防衛省とか外務省とは別の内閣府に置かれるものであり、これら組織が高い独立性を有しつつ、かつ実効的に機能するように、情報保全諮問会議の御意見も伺いながら検討を進めているところでございます。

○赤嶺委員 前回の答弁と変わらないわけですが、ただ、法律の条文、仕組みというのは、さつ

定秘密の対象となる安全保障関係の情報は、内閣官房に集中しております。これらの情報を特定秘密に指定するのは内閣総理大臣、現在では安倍首相であります。公明党との修正合意で入れた附則九条のチェック機関の指揮監督権者も総理大臣であります。

八条で定める統一的運用基準の作成者は、これは総理大臣であります。みんなの党の修正案で入れた第十八条四項で、秘密のチェックを行うのも総理大臣であります。維新の会の修正案で入れた附則九条のチェック機関の指揮監督権者も総理大臣であります。

き質問をいたしましたように、総理大臣が秘密を指定し、そして、それを総理自身が、みずからが秘密をチェックするという、この仕組みには変わりがないわけですよね。

やはり官房長官、どこに第三者がいるのかという疑問を持つんですが、こういう仕組みというのはおかしいんじゃないでしょうか。

○森国務大臣 独立公文書管理監(仮称)とそのもとに置かれる情報保全監察室でございますけれども、これは四党合意に基づきまして、独立性の高い、そして実効的にチェックできる機関というこ

とで設置をしてまいります。

このようなチェック機関というのは、諸外国においては、行政機関の中にあるもの、米国的情報保全監督局が一番近いかと思思いますけれども、行政機関の外のチェックというのは、国会における

それぞれの各国の委員会は別としまして、なかなかそれは見当たらないものでございます。それはやはり先ほど申しましたとおり、この特定秘密の指定の適否というのは、専門的であり、技術的な判断を有するということから、行政機関がこれを行うということが適当であるということによるものだというふうに思つております。

いずれにしても、四党合意で定められました、高い独立性を有しつつ、かつ実効的にチェック機能が發揮できますように、これは情報保全諮問会議の有識者の御意見も今伺つておられます。

と思います。

○赤嶺委員 高い独立性を有するといつても、指揮監督権は総理ですから、やはり、そういう法律を精査していく場合に、第三者機能というのは一体この法律の仕組みの中にどこにあるのだろうかという素朴な疑問を持つわけですが、官房長官、いかがでしょうか。

○菅国務大臣 今、森担当大臣の答弁にあつたとおりだろうというふうに思います。

そして、私たちは、四党の合意文書の中に、やはり監察機能を強化する、独立性のという四党合

意を受けて、森大臣のところで今その準備を行つておるところでありますから、そこは、大臣が答弁をしたように、しっかりとしたものができるべきがないわけですよね。

○赤嶺委員 去年の国会の審議の中でも、安倍首相は、「どのように誰が責任を持って指定をしていくか、それは明確なルールはなかつた、統一的なルールはない、法的にもなかつたんですよ。今度はその言わばルールをしっかりと作つていくわけでございまます」と答弁をされております。

しかし、今、特別管理秘密の比重も内閣官房が非常に高く、そしてその内閣官房の秘密指定権者である総理大臣が量的にも質的にも圧倒的な特定秘密の指定権者となるという法律のたてつけは変わらないわけです。

私は、密約問題などで明らかになつたように、國民へのうその説明を歴代自民党的総理が繰り返されてきたわけですね。まさにチェックが必要なのは総理自身だと考えております。しかし、この法律は、指定の基準をつくるのも総理、秘密をチェックするのも総理という仕組みになつている。これでは、第三者による独立性の高いチェックだと何度言われても、こういう仕組みというのは絶対に國民は受け入れられないだろうと思うんです。

それでは次に、適性評価について聞いていきます。秘密保護法の適性評価に、政府は、政治活動、組合活動、個人の思想、信条などは調査事項でないことから、これを調べることはないと答弁してまいりました。

この問題に關して、森大臣は、二月十三日の予算委員会において、異性交遊関係そのものを調査するといふことはございませんが、この一項の中に、いわゆるスパイ活動であります特定有害活動との関係、それから、先ほど御指摘がありました信用状態に関する事項等がありますが、それらとの関連

係においてこの異性交遊関係が関連づけられるような場合はあると思います。」このように答弁をされております。

この関連づけられる場合があるというのは、どういう意味ですか。

○森国務大臣 異性交遊関係は、適性評価の調査事項にはなつております。しかしながら、さきの答弁で申し上げましたとおり、本法に規定する調査事項であるスパイ活動といった特定有害活動との関係や、信用状態に関する事項との関係で、いわゆるハニートラップ等の事実が明らかになれば、適性評価の際に当該事実が考慮されることはあると想ひます。

私は、適性評価の調査事項にはないけれども、しかし、他の事項と関連づけて調査することは可能だ、そういうことです。

○森国務大臣 今御答弁申し上げましたとおり、本法に規定する調査事項の中でいわゆるハニートラップ等の事実が明らかになれば、そこを調査する場合もあるということです。

○赤嶺委員 法律の飲酒についての節度に関する事項についてもこれは答弁でおっしゃつておられます。が、実際に調べることは、どのくらい飲酒するかという量の問題に限られず、「飲酒を原因として、所持品の紛失であるとか、自傷その他の自己に損害を发生させる行動や、他人との人間関係に悪影響を与える行動をとったことがあるかななどを調査することとしております。」このように答弁をしているわけですが、飲酒の節度を入り口にして、他人との人間関係に悪影響を与える行動をとつたことがあるかななど、対象者の人間関係まで調査をする仕組みになつてゐるわけです。

つまり、法律の調査事項だけを調べるのではないか、それに関連して何でも調べることが可能だということになつてくると、例えは、政治活動、組合活動、個人の思想、信条などを調査していくと

いうことになるのではありませんか。

○北村政府参考人 ただいま、飲酒についての節度に關する事項などに関連してお尋ねがございました。

この項目では、飲酒を原因として所持品を紛失ありますとか、自己を傷つけてしまう、あるいは他人を傷つけてしまうというようなこと、あるいは他人との人間関係に悪影響を与える行動をとつたことがあるかといったようなことを調査することといたしております。

このような観点からの調査を行う上におきましても、この法律に掲げております七つの事項に限つて、その観点からの調査を行うものということになりました。

○赤嶺委員 森大臣、法案審議の中では、適性評価について調査事項にないものは調べない、このように答弁されてきたのではありませんか。今この法律が施行されると、何でも調べられる、無限定になつていく、そういうことになつてしまふのであります。

○森国務大臣 いや、調査事項にかかるものだけを調べるということです。

○赤嶺委員 関連づけていろいろ調べているとおっしゃつたじゃないですか。

○森国務大臣 私は、異性交遊関係についての御質問に対してお答えをしたときに、スパイ活動や信用状態に関する事項との関係で、いわゆるハニートラップ等の事実が明らかになれば、このよ

うなスパイ活動や信用状態に関する事項の適性評価の調査事項になつてゐる事項の調査として、その事実を調査するということを申し上げたわけでございます。

○赤嶺委員 政治活動、組合活動、思想、信条の自由については、調査事項に関連づけて調べられるようなことは絶対にないということです

○森國務大臣 政治活動や思想、信条については、適性評価の調査事項にはなっておりません。

○赤嶺委員 調査事項にはなっていないけれども、関連事項として位置づけたらいろいろな分野に調査をしていくというのが、飲酒の場合でも、異性交遊関係の場合でも、取り上げられているわけです。限定がないようなやり方、国会での法案審議のときの答弁とも違うということです。これは引き続き追及していきたいと思います。

それで、時間がありませんので、閣議、閣僚会議議事録問題について伺います。

安倍総理は、閣議、閣僚懇の議事録について、三月四日の参議院予算委員会で、本年四月一日の閣議から議事録を作成、公表することといたしまして、公文書管理法や情報公開法にのっとり、しっかりと対応していく考えでございますが、憲政

上に答弁をされました。今回の閣議の議事録について、安倍総理は、内閣制度が発足した明治以来作成されてこなかったところでありますが、憲政史上初めての取り組み、このように自賛をされております。

内閣の最高意思決定機関である閣議の議事録は、なぜこれまで作成されてこなかつたんじようか。

○由木政府参考人 お答えいたします。

閣議は、内閣の最終的な意思決定の場でござります。したがいまして、高度に政治性を有する事柄も含めまして、各大臣の自由で忌憚のない意見交換が望まれますことから、閣議の議事録は非公開とされ、かつ議事録は作成されてこなかつたといふところでございます。

また、これまで議事録は作成されておりませんが、内閣官房長官がその都度、閣議の結果等について、記者会見を通じて発表してまいつておりますほか、内閣官房では、閣議書、案件表、配付資料等々を保管しております。これらの文書を総合することにより、閣議決定等の経緯を合理的に後づけ、または検証することが可能であると認識しているところでございます。

○赤嶺委員 野中官房長官も、閣議の議事録をつくつてこなかつた問題について同様の答弁をしているわけです。

そうしますと、重大な国家機密や高度に政治性を有する事柄も含めて、自由に忌憚なく行われる必要があるし、対外的に一体性、統一性の確保が必要があるというわけですが、これらの閣議要請されるというわけですが、これからの閣議で、特に重大な国家機密や高度に政治性を有する事柄も含めて、自由に忌憚なく行われた場合の部分の議事録も作成をされるのですか。

○菅國務大臣 閣議の議事録の作成、公表については、今日までもさまざま議論があつたといふことは事実であります。

そういう中で、政府で真摯に検討した結果、現行法のもとで速やかに公表する方が、閣議に関する透明性の向上だとか、あるいは情報公開、国民への説明責任という観点で望ましいではないか

ことによって、そうした国民に対する説明責任を果たしていきたいというふうに思っています。

さらに、公文書管理法や情報公開法にのっとり、適切に対応していきたいというふうに思いま

す。

四月一日からでありますので、まだ議事録の作成ルールというのは決めておりませんが、今委員から御指摘がありました、閣議において、安全保障を含む重大な機密事項や高度の政治問題が議論される場合には、部分的に非公開になる、このこともあり得るというふうに考えております。

○柴山委員長 赤嶺君、質疑時間が終了しております。

○赤嶺委員 高度に政治的な安全保障に関する問題でも議事録は作成するという確認でよろしいわけですね。

そして、そういう議事録が作成されるのであれば、私は、国家安全保障会議、これも議事録をつくるべきではないかと思いますが、いかがですか。

○柴山委員長 では、端的に御答弁をいただき、質疑時間を終了します。

○菅國務大臣 一点訂正させていただきたいんですけれども、そうした政治問題が議論された場合、私は今、議事録の対象と申し上げましたけれども、記録の対象となりますけれども、それらの事項が情報公開法の不開示事由に該当する場合は、先ほど申し上げたとおりであります。

○赤嶺委員 終わります。

○柴山委員長 午後一時二十分から委員会を開くこととし、この際、休憩いたします。

午後零時三十分休憩

すと、これまで以上にやはり恣意的、情実的な人がいないように、これはもう本当に心がけなければいけないというふうに思いますし、役人の間で俺が俺がという風潮が余り蔓延しますと、本当に何のために役人がいるのかということにもなりかねませんので、そこは十分心がけていただくことを期待しております。

私ども維新の会がこの審議で一貫して主張してきたのは、身分から職業へという、公務員は身分じゃなくて職業なんだ、だから職業として魅力的なものになるよう公務員制度改革をすべきなんだという観点を貫いてきたつもりであります。いわゆる省庁あつせん、再就職、天下りと言われるものの、これも禁止というのも、刑事罰というのも公務員に厳しく聞こえるんですけど、実際は天下りは禁止されているわけですから、これは本当に、公務員が自分の能力によって再就職する、あるいはキャリアアップのために再就職するというのを、職業選択の自由の中で公務員という職業が選ばれて、そしてまた別の職業に移っていくというのはごく当然のことなんだ、それを担保するために天下りはもう刑事罰なんだよ。そうしますと、世間も、再就職したのが、あれは天下りなんだと言わない世の中になつてほしいという意味で、我々も、やはり刑事罰というのはやるべきだということを申し上げてきたつもりであります。

やはり、今、日本の社会の悪いのは、レッテル張りというのが結構、これは例えば再チャレンジという意味でも非常によろしくないと思いますが、この天下り官僚というレッテル張りをするのではなく、いかかということでござります。

今回、刑事罰はいわゆる附帯決議で検討事項ということで見送られたんですが、見送られたからには、公務員を魅力ある職業にするという上で、もう天下りは禁止されているわけで、省庁による再就職はこれは別に自由であつて、非難さ

○柴山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○柴山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として内閣府地域経済活性化支援機構担当室長小野尚君、財務省大臣官房総括審議官浅川雅嗣君、農林水産省農林水産政策研究所次長石田寿君、経済産業省大臣官房審議官西山圭太君、中小企業庁経営支援部長矢島敬雅君、国土交通省大臣官房建設流通政策審議官吉田光市君の出席を求め、説明を聴取いたしました。

○柴山委員長 御異議なしと認めます。よって、

質疑を続行いたします。松田学君。

○松田委員 維新の会の松田学でございます。本日は、全て皆官房長官にだけの質問になります

が、よろしくお願ひいたします。

先般、この内閣委員会で可決されました、本会議でも通りました、国家公務員制度改革法案が衆議院を通過したわけですが、今度、これから内閣人事局ができて、内閣主導人事ということになりま

れるものでも何でもない、この点を官房長官の方にも一応御確認をさせていただきたいと思います。

○菅国務大臣 基本的には、やはり松田委員のおっしゃるとおりだろうというふうに私は思いました。

政権としての考え方を申し述べさせていただきたいと思いますけれども、天下りとは、府省庁が退職後の職員を企業、団体等に再就職させることで、現行の国家公務員法において禁止されている。これは、国会答弁に、天下りの定義という形で閣議決定したものであります。

これに対し、国家公務員が、再就職情報の公表により透明性が確保される中で、再就職等監視委員会による監視のもとで、法令に違反することなく再就職することについては全く問題がない、退職後も公務部門で培ってきた能力や経験を活用して社会に貢献するという意味では、極めて意味があるものだというふうに私は考えていました。

○松田委員 ありがとうございます。

こういうことをしっかりと発信していただいた方が私は世の中にとつてはいいんじゃないかとうふうに思っています。

公務員じゃないんですねが、この流れでちょっとと気になつたことがあって、これもちょっとと確認をしていきたいことがあるんです。

実は私も大変お世話になつてているみなものですから、日本郵政の前社長の坂さんですが、よく存じ上げている方だけにこういう場で取り上げると私情が入つて余りよくなじまないかと思つたんですが、ただ、国家経営上重要な問題も入つてゐると思いますので、あえて一国会議員としてちょっと質問させていただきたいと思っていました。

うふうにお述べになられて、そして、最近またこの問題が参院予算委員会で、坂さんがその後顧問として報酬をもらつていただいていることで、先般問題になつたところであります。

確かに、政府が一〇〇%株を持つてるので、株主総会で政府がこうだと言えればできる人事なんかかもしれません、どうも聞くところによると、取締役案をつくる指名委員会というのが会社の中で、本当は内規で必要だったのがそれが開かれていないんじゃないかとか、そんなことも指摘されているんですけど、全体的に見ると、印象としては、本来、民営化というのは民間による自律的な経営というののためにやつてあるにもかかわらず、そういうことのためにやつてあるにもかかわらず、何がどうも政府が介入し過ぎてゐるんじゃないかとか、そういう話も聞こえてこないわけでもないんです。そういう批判については、官房長官、どのようにお答えになつておられますか。

○菅国務大臣 この点については、私は明らかにしておいた方がいいんだろうというふうに思つています。

それは、私たち、当時小泉政権のときに、郵政民営化というのを国民の皆さんに問うて選挙で勝たせていただきました。その結果を受けて、郵政民営化に向けてスタートしてきたわけであります。

当然、民営化でありますから、その経営手法といふんですか、そういうものが極めて大事であります。その結果として、企業のトップとしての経験を積んでこられた、そうした改革意欲のある方に社長になつていただきと、西室さん、東芝の社長をされて、まさに経験がな方に就任をしていただき、上場に向けて今取り組んでいた大いにありますから、そこについては総務大臣のところで正式な手続きをとつて、昨年六月、坂前社長の任期満了に伴つて、西室さん、東芝の社長をされて、まさに経験がな方に就任をしていただき、上場に向けて今取り組んでいた大いにありますから、そういう意味において、全くその批判は私は当たらないんだろうというふうに考えていました。

う銀行の頭取を経験された方を私たちは社長にお願いしておきました。逆に、そうした中で政権交代があつて、民主党政権の際に財務省の事務次官であった齊藤さんという方を社長に据えられました。それは政権の考え方の一つだらうというふうに私は思います。

○松田委員 民間企業の経営として考えれば、これは別に弁護するわけじゃないんですけど、坂社長のときは、二〇一三年三月期の連結純利益は民営化以降最高の業績を上げていたときであつたわけですし、それから、TPP交渉を控えている日本として、やはり、政府系企業に余り政府が強い関

うふうにお述べになられて、そして、最近またこの問題が参院予算委員会で、坂さんがその後顧問として報酬をもらつていただいていることで、先般問題になつたところであります。

確かに、政府が一〇〇%株を持つてるので、株主総会で政府がこうだと言えればできる人事なの

題になつたところであります。

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

た。そして、私に對してのいろいろな内部から投書も來ます。月に二日しか勤務しない、それで一千万の報酬を得ていた、それで車もあつたんじやないか、こういうことが明らかになつてきているわけでありますから、こうしたことは、そうした人が郵政会社の社長として、やはり私は、西室さんにおわつていただいてよかつたというふうに思つています。

そして、もつと申し上げれば、予算委員会の中で、その顧問についての、幾ら報酬かということがありました。二十三人顧問がいて、月に何日かとか週に何日か出ている人が、それぞれ一千万円の報酬を得ている、それも役所出身の人が半分以上いるという全くあり得ないことが行われていたわけですから、私は、そういう意味で、民間の社長になつてよかつた。上場を目指して、これはしつかりと、西室社長のもとでこの郵政事業の上場を果たしていただきたい、こう思つております。

郵政事業というのは、国民の皆さんにとって極めて大切な会社であります。経営の効率化とか透明化ということが今一番強く求められておるわけでありますから、逆に、私は、市場はこれで安心して、私は否定するつもりはございません。ただ、この問題は終わりにしますけれども、一番最初に、たらい回しになつてあるからぬと言つたのが、本当に民間企業に対する政府介入としてよかつたのかという問題は、私はあくまで、これから同じようなケースが幾らでもあると思うんですが、余りにも政府が恣意的な人事をするといふことに対して、やはりマーケットといふものもあるわけですから、その辺についても合理的な説明ができるようにしていただければと、こうをお願いしたいと思つております。

公務部門を目指す人が、一生涯、自分は天下り官僚とレッテルを張られてしまうんだというふう

になると、やはりこれはやる気の問題にもなつてくると思いますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

別の問題に移らせていただきます。

衆議院の予算委員会で、日本維新の会はいろいろな議論をさせていただきました。従軍慰安婦問題について、河野談話につきましても、山田宏委員が二月二十日の予算委員会で、當時、山田宏委員の発言をちよつと読み上げますと、日本軍や官憲が直接強制連行にかかわつて少女たちを性奴隸にしたんだというものを、この河野談話は認めたものではなかつたしかし、現在、それを一方的に曲解し、そして自分たちの主張に合わせて、この河野談話はつくられたことになりました、そのための原因は、この河野談話の曖昧さにあつた、きちつとその内容を裏づける調査も含めて検討をしてほしいということに対しまして、菅長官が、秘密という内容を保持する中で、そこは検討もしてまいりたいという御答弁をされています。

山田委員の方からは、その内容によつては、新たな官房長官談話も考えていくべきであるというふうなことも申し上げておるわけですが、その後、参院予算委員会で、報道されていくことですが、安倍総理が、河野談話を見直さないといふうに答弁をされているわけですね。

そうなりますと、これは素朴な疑問として、もし見直さないと明言されるのであれば、検証すると約束していただいたことは、一体何のために検証するのだろうか。

結果として、この当時の証言は裏つけがない、韓国側に、要請に従つたものだつたという結論になつた場合、安倍内閣として、現存する河野談話を子どもの位置づけの文書にするのか、このあたりについて、官房長官の今の考え方をお聞かせいただければと思います。

○菅国務大臣 河野談話については、二月二十日の衆議院予算委員会において、この河野談話を当

た。

そこで注意すべき点は三つあつたと思うんであります。

一つは、元慰安婦の聞き取りをした、その調査結果については裏づけをとつていなかつたという結果について、河野談話を作成する過程の中

で、韓国側とすり合わせが行われたのではないことが一つであります。

そして二つ目は、河野談話を発表することによって、当時の日韓関係というのは一旦決着をした、良好な関係になつた、しかし、最近になつて、また韓国政府から過去の問題が提起されてしまつたことによるものです。

この河野談話は非常に悲しんでおられる、日本の当時の善意が生かされておらずに、残念である、そういう趣旨の証言をされたわけであります。

ですから、こうした証言を受けて、政府としては、どういう形で河野談話が形成されていったのか、そういうことを検証するという趣旨の答弁を私がからました。

そしてまた、元慰安婦からの聞き取り調査でありますけれども、これは当時非公開で行つた、そしたら、そこは約束をしっかりと果たさなきやまずいと思いまして、そういう意味で、この検証といふのは機密保持を前提に行つて、そのことを述べさせていただいたわけであります。

いずれにしろ、この検証の結果を、私は予算委員会で山田委員の質問に対して、国会から要請があれば、そこは提出する用意がありますという形のことは申し上げました。

○松田委員 当時の、これは参議院の予算委員会でも議論されていたことです、世論調査をしましたら、国民の過半数というか三分の二近くの方が、ある新聞社の世論調査では、このいわゆる検証をちゃんとしてほしいというふうな意見を持つ

としたものだつたのかどうか。

ですから、そういう作業をしていただいたら、せめて、その状況はどうだつたのか、これは国民に明らかにした方がいいんじゃないかなと思いますが、いかがでしようか。

○菅国務大臣 まず、国会の中の、これは委員会の中で質問に対して答弁をしたわけでありますから、国会で要請があれば、そこは提出をさせていただきたいということであります。

○松田委員 では、要請があれば提出していただくということで、よろしくお願ひいたします。

次に、今回、こうやつて河野談話を見直さないで、韓国側とすり合わせが行われたのではなく、国会で要請があれば、そこは提出をさせていただきたいということであります。

○菅国務大臣 まず、国会の中の、これは委員会

で、國民に明らかにした方がいいんじゃないかなと思いますが、いかがでしようか。

そこで注意すべき点は三つあつたと思うんであります。

一つは、元慰安婦の聞き取りをした、その調査結果については裏づけをとつていなかつたという結果について、河野談話を作成する過程の中

が、また一方で、戦後五十年で村山談話が出て、六十年で小泉談話が出て、七十年を迎えた段階において安倍政権の談話を出したい、これは昨年の参院予算委員会でも御答弁をされているということなんですが、いずれこういう談話を出すということなんですか、ただ、その際に、歴史の問題というものは、これは後世の歴史家が判断する問題だとおっしゃっているんですが、何らかの認識を示さずそういった談話を出すというのは、本当に、どういう談話になるのか、非常に難しいんじゃないかな。

その場合、村山談話を全体として引き継いでいくといふ今のスタンスはそのままなつていくのか、その辺についての官房長官の御所見をお伺いしたいと思います。

○菅国務大臣 三月十四日の参議院の予算委員会で、安倍総理が質問に対して答弁をさせていただいている。

歴史認識については、戦後五十年の機会に村山

談話、そして六十年の機会に小泉談話が出されて

いる、安倍内閣としては、これらの談話を含め、

歴史認識に関する歴代内閣の立場を全体として引

き継いでいるということになりますし、来年は戦

後七十年、七十周年になるわけでありますので、

安倍総理もそこで述べていますように、二十一世

紀にふさわしい未来志向の談話を発表したいと考

えており、タイミングと中身については今後十分

に考えていきたいという考え方であります。

いずれにしろ、戦後、我が国は、深刻な反省の

上に立つて、自由で民主的で、そして基本的人権

をたつとぶ国として今日まで歩んできました。そ

の平和国家として歩んできた今日までの歩みとい

うのは、これからも、全く安倍政権としても変わ

らないということであります。

○松田委員 なかなかお答えづらいことだとい

ことなので、歴史認識をどうするのかと言われて

もストレートに言えないお立場はよくわかりま

す。

ただ、どうも海外の人から指摘されるのは、日

本人にはもつと自分の国の歴史を知つてほしいと、これはいろいろな立場から言われるんですね。おいて安倍政権の談話を出したい、これは昨年の参院予算委員会でも御答弁をされているということなんですが、いずれこういう談話を出すということなんですか、ただ、その際に、歴史の問題というものは、これは後世の歴史家が判断する問題だとおっしゃっているんですが、何らかの認識を示さずそういった談話を出すというのは、本当に、どういう談話になるのか、非常に難しいんじゃないかな。

その場合、村山談話を全体として引き継いでいくといふ今のスタンスはそのままなつていくのか、その辺についての官房長官の御所見をお伺いしたいと思います。

○菅国務大臣 三月十四日の参議院の予算委員会で、安倍総理が質問に対して答弁をさせていただいている。

歴史認識については、戦後五十年の機会に村山

談話、そして六十年の機会に小泉談話が出されて

いる、安倍内閣としては、これらの談話を含め、

歴史認識に関する歴代内閣の立場を全体として引

き継いでいるということになりますし、来年は戦

後七十年、七十周年になるわけでありますので、

安倍総理もそこで述べていますように、二十一世

紀にふさわしい未来志向の談話を発表したいと考

えており、タイミングと中身については今後十分

に考えていきたいという考え方であります。

いずれにしろ、戦後、我が国は、深刻な反省の

上に立つて、自由で民主的で、そして基本的人権

をたつとぶ国として今日まで歩んできました。そ

の平和国家として歩んできた今日までの歩みとい

うのは、これからも、全く安倍政権としても変わ

らないということであります。

○松田委員 なかなかお答えづらいことだとい

ことなので、歴史認識をどうするのかと言われて

もストレートに言えないお立場はよくわかりま

す。

ただ、どうも海外の人から指摘されるのは、日

が、例えれば、これも有名な話かもしませんが、マッカーサーが昭和二十六年に米国の議会で証言した証言があつて、日本が戦争した動機というのは、大部分が安全保障の必要に迫られてのことだつた。つまり、侵略戦争ではなかつたということも、これは日本では当時は報道されなかつたらしいんですが、意外と知られていなかつたということです。

やはりこれは、結論をどうするにしても、我々日本人はもつと歴史にきつと向き合っていくこと

いうことは大切なことだと思いますので、総理自身が、あるいは政権自身が歴史の問題から逃げる

というのは、これは余りいいことにならないんじゃないかな、そういうことであえて申し上げた次第であります。ぜひよろしくお願ひいたします。

それから、今いろいろと、先ほども、けさも議論になりました集団的自衛権の問題です。

これも、これからどういう形でどういう議論が行われるのか、ちょっとよくわからなくなつてしま

うんですけれども、何か國の内外を問わず大変高

い関心を集めているという状況ですが、これも、安倍政権が右寄りの政権だと見られるところ

のもののが危険だ、最初からそういうふうに言

われてしまう。これも、本来やるべきことがあります

ともなかなかできなくなつてしまふという一つの事例ではないかという感じがしております。

集団的自衛権というのは、いきなりこの法解釈

をどうするかという議論に入っちゃっているもの

ですから、本来何のために何をしようとしている

というふうに思っています。

これだけ世の中が変わつてこうした脅威がある

ということで、安保法制懇というものをつくつ

て、今そこで議論をいただいておるところであります。

そして、その安保法制懇の中でさまざまに議論

が今行われているわけでありますけれども、例え

ば具体的な例として、ミサイル防衛のため日本

の近海の公海上をアメリカと日本のイージス艦が

リカが攻撃されても日本は攻撃することができない

いという現実的な問題があるわけであります。それが、あるけれども、そのうち何ができるない、し

うこと、それが、国民に対しても、あるいは周辺の関係国に対しても必要じゃないかと思うんです

が、それが不足しているのが問題じゃないかと思いま

すが、官房長官の御所見を伺いたいと思いま

す。例えばAという國の軍隊が襲われる、しかし、それを対して日本は攻撃することができない、そ

うことを最初にしつかりと明らかにしていくとい

うこと、それが、国民に対しても、あるいは周辺の関係国に対しても必要じゃないかと思うんです

が、それが不足しているのが問題じゃないかと思いま

す。あるいは、PKOに日本の自衛隊も従事してい

るわけでありますけれども、PKOに従事している日本の自衛隊というのは主に道路をつくつたり

橋をつくつたりしているわけでありますけれども、そうした同じところで作業をしたところの、

例えばAという國の軍隊が襲われる、しかし、それを

対して日本は攻撃することができない、そういう

状況で、果たして国際社会の中で通用するかどうか。

いろいろな問題が今日出でてきているわけでありますから、そうした問題にどう対応していくかと

いうことを、今、安保法制懇の中で議論が行われ

ております。

いずれにしろ、この議論、そうした報告を受け

て、何が課題で何を目指しているか、まさに委員の言われたとおりのことであります。個別具体的

な事例を挙げながら、やはり議論をしていくとい

うことは当然のことだとうふうに思つていています。

ついに、この議論、そうした報告を受け

て、何が課題で何を目指しているか、まさに委員の言われたとおりのことであります。個別具体的

な事例を挙げながら、やはり議論をしていくとい

うことは当然のことだとうふうに思つていています。

ただ、これだけ大きな問題で、この問題もこれまで、いろいろな国会での論議を通じて政府の解

釈というものは積み重ねられてきたものであります

ので、これは、いわゆる懇談会の結論が出て、これ

が質問してしまったがやはり国会での審議と

与党の中で議論して、そして閣議決定して、これ

で終わりだというのでは、それはちょっと済まないんじゃないかなと思うんですね。けさも後藤委員が質問していましたがやはり国会での審議と

いふか議論の場を、最終的に確定するまでの間

に、これはぜひともやつていただきなければいけないと思いますが、いかがでしょうか。

○菅国務大臣 今委員が言われましたように、内閣法制局は、内閣法制局設置法に基づいて、憲法

とを憲法が言つて いるのかと言わ れかねないよ うな話でござ ります。

に解釈するのか。日本政府の解釈も、あえて適用できな^ハよう^ニ集団的自衛権と^ハうものを規定し

私が考えるご、寺ご、この問題ご付して非常ごす。

を初めとする法令の解釈の一貫性だとか、あるいは論理的整合性を踏まえて適切な意見を述べる、そういう役割を果たしておるところだというふうに思っています。行政府としての憲法解釈は、最終的には内閣が責任を持つて行うというのは、これはある意味で当然のことだというふうに思いますが。

集団的自衛権は行使できないという政府解釈が、国際法上、主権国家として当然に与えられる権利と、いうものを保有していないといふふうに日本国憲法が、つまり、この権利を放棄している、保有していないんだということに論理的にはなるような気が私はせざるを得ないんですね。もしそうなりますと、国際法上、日本国憲法は

て、だから適用できない、いわゆるトートロジーみたいなことをやつてはいるような気がするんですが、その辺は私もさつと改めて勉強してみたんですが、非常に論理整合性を欠いた政府解釈が行なわれてきたように思われるを得ないんですね、常識的に考えてみても。

これはもちろん懇談会で議論するということなのである。

こだわりを持つてゐる韓国、中国、こういった両国がよく外交を通じて言われてゐる言葉に、歴史を直視しろ、こういう言葉をよく言われるんですね。検証するということは、僕はまさに歴史を直視することだと思うんですけれども、それに対しても抗議があるというのは、物すごく違和感があるんですね。直視しろと言うから検証する、検証し

（公印）
議論をいただいておるわけであります。
そして、報告書を提出された後に、内閣法制局の意見を踏まえながら、これは当然、与党とまず相談の上、どう対応するかということを検討して、閣議決定を行い、国会で議論をするというふうに思つては、これは当然のことだというふうに思つています。それで、先ほど来申し上げていますように、安保法制懇の中でも今議論していただいています。それは、やはりこれだけの大問題ですから、慎重に議論をいただいておるわけであります。

つながるようなことにもなりかねないという感じがいたしておりますけれども、この点について、官房長官はどういうふうな御見解をお持ちでしようか。

○菅国務大臣 まず、国家が国際法上の権利、それを行使するか否かについては各国の判断に委ねられるというふうに思います。国内によつて国際法上の権利の行使を制限したとしても、法的には特段問題を生じるものではないというふうに考えており、我が国が主権国家であるからということば、二つ言ふと日本へくること、そこにはまつ

な矛盾があるような気がしておりますが、最後に官房長官の御所見をいただければと思います。○菅国務大臣　憲法九条のもとで武力の行使が容認されるのは、先ほど委員から指摘されましたように、武力攻撃が発生し、排除するため他の手法がない、そして、必要最小限の実力行使にとどまる、これがいわゆる三要件であります。

この三要件、我が国に対する武力攻撃とは、我が国の領土、領海、領空に対する組織的、計画的な武力の行使というふうに今日まで解釈をしてきた

話だと思います。そういうのも、この問題はもともと、戦後ずっと
あった問題ではなく、途中から出てきた問題だと
いう認識を持っています。河野談話自体は、もう
出したことですから見直しをしないという見方もあ
るのだけは思うんですが、「ここは実は国民の皆さん
に非常にわかりにくいいところだと思思います」の
で、できるだけ簡潔に、わかりやすく官房長官か
ら御説明をいただけたらと思いますけれども。
○菅国務大臣 先ほどの私の答弁と重複するとい

た場ができるように御配慮いたゞくよう、せひよろしくお願ひします。

○松田委員 また改めて議論させていただきます。

我が国に対する武力攻撃に該当するかどうかについて、個別の状況もあるということで、定型的、類型的に答えていなかつたのが、今までの判断であります。

からこの申請をしていくに際して、いろいろな取扱いをされたいことがある、きょうはその一つぐらいしかできないかもしませんけれども。

従来の政府解釈について、権利として持つていいけれども行使できない、いわゆる持っている権利が行使できないというのは、論理的にはちょっとと考えられないような解釈がずっと確立してきたわけなんです。これを、西村眞悟議員の言葉を引いておきたいと思いますが、安倍総理も答弁されたことがあります、いわゆる禁治産者である、財産を持つているけれども処分することができない、これはいかにもおかしいと安倍総理も答弁されているとおりであります。まして、禁治産者というのは、判断能力がない者とか、半人前扱いされる、一人前でないというところで、日本の国が一人前でない国であるということ

自衛権の發揮の三要件といふのは、政府の見解によれば、
として出されているのは、御案内のように、我が國に對する急迫不正の侵害があること、これを排除するためには他の適當な手段がないこと、必要と最も高くなるが、この我が國は、それからいわゆる個別的自衛権というものが、自國に対する武力攻撃に對する攻撃という、この自國というのが、いずれも我が國の領土、領海、領空に限定されている。
地理的に限定されているのか、あるいは、そうではないところに對する攻撃が場合によつては我が國の自衛に重大な支障が生じる場合は、そういうものに含まれ得ないのか。
これは、集団的自衛権をそもそもどういうふう

○松田委員 もう時間が来ましたのであります
が、この問題、やればやるほどいろいろな論点が
出てくると思いますので、またじっくりとこの委
員会でもやらせていただきたいと思います。
きょうはどうもありがとうございました。

○柴山委員長 次に、中丸啓君。

○中丸委員 日本維新の会、中丸啓でございま
す。よろしくお願ひいたします。

まず最初に、官房長官にお伺いをさせていただ
きます。

先ほど我が党の松田委員の方からもありました
けれども、いわゆる河野談話に対する政府の御対
応ということで、検証はするけれども見直しは基
本的にしない方向だというふうに聞いておりま

ただ、ここについては非公開で、これは国と国との約束で行つていますので、このことについては日本もやはり約束は守らなきやならないと思つて いますので、そこについては確認をしたいといふことを私は申し上げました。

そのほかに二点があつたわけありますけれども、その二点のうちの一つは、さうしたことを第一次政権で質問する意書に対して答弁を閣議決定いたしております。そして、見直しをしない、ここは総理も明快にこの間、予算委員会で申し上げました。

も、裏づけはしないということが明らかになつた。あるいは、日韓の間でり合わせが行われたのじやないかということを推測するという、そういう言い方であつたと思ひますけれども、時の事務方の責任者がそこまで証言されました。

さらに、河野談話の発表によつて日韓関係が一旦はよくなつてきた、しかし、それがまた、時間がたつにつれて、韓国政府から過去の問題が最近になって提起されて、日本の善意が生かされず非常に残念である、こういう証言を実はされたものでありますから、そうしたことに対するの事実関係ということは、やはり私たちは政府として検証する責任があるというふうに実は思つて、まさにここは機密性を維持しながら、極秘裏にこの検証をしていきたいということを私は申し上げたところであります。

そして、その結果について、国会で要請があればそこは提出をしますと申し上げてきているのが今までの経緯であります。

○中丸委員　ありがとうございます。

国会での検証も含めてなんですけれども、昨年、我々、維新の議員三人でロサンゼルスのグレンデールへ参ったわけですけれども、アメリカで今、日系人の人とか、在米の日本人の方たちで訴訟が起つています、撤去の要請の。この訴訟の中で、実は今、日韓、日中の間でやつていることとアメリカの中でもやつていることは若干違いがありまして、アメリカ側の考え方は、やはり下院決議一二二号。この下院決議一二二号の基本的な根拠は、やはり河野談話と言われているんですね。

だから、見直しをしないということが下院決議一二二号を認めたというふうにとられますが、またこれは変わつてくると思うんですけれども、恐らくなかなかおつしやりにくい部分はあるといふのは重々承知の上で、やはり安倍総理も含めて、官房長官も今後この問題に対して真摯に向き合つていただけるといふには思つてますので、詳細はなく構いません、真摯に向き合つていていただけるかどうか、そこだけお答えください

○菅国務大臣 石原元官房副長官の証言がありまして、そうした中でやはり事実関係を確認するのが政府の責任だというふうに私たちは思つておりますので、検証するということを申し上げたところでありますので、こういうことで思いは理解をいただけるのかなと思います。

○中丸委員 ありがとうございました。
続いて、公安委員長に来ていただきましたので、御質問させていただきます。

二月の二十一日、この内閣委員会で私から質問をさせていただきました、外国人による売春を取り締まりの検挙、この八五%、九割近くが韓国と中国のそういうた売春を行つてゐる人たちだという中で、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピックに向けてしっかりと取り締まりを行つていただきたいというお願いをして、古屋大臣の方からもよしというふうに言つていただきたと見えんですけれども、一ヶ月近くたしまして、その後どのような手立てを考えられて、御指示されたりしたことがあれば、教えていただければと思ひました。

○古屋国務大臣 一ヶ月ほど前に委員から御質問いただきまして、御承知のように、十七年以降、繁華街とか歓楽街の取り締まり対策の重点の一つが、売春等の風俗関係事犯の取り締まりでございました。

今、外国人の犯罪が八十数%という御指摘がありましたが、実は、二十五年度の集計が最近出来まして、売防法違反の検挙件数が千三千件、そのうち九十四件が外国人なので、外国人自体のは一〇%ないぐらいなんです。ただ、平成二十四年が外国人が占める割合が八七だったんですが、今度は九二%というふうに、上がつてきているんですね。二〇二〇年にオリンピック・パラリンピックがありますので、やはり、こういう売春等の風俗関係事犯の取り締まりとか、官民一体となつた風俗環境の浄化対策、極めて重要なことがあります。

そのために、ことし春、人事異動が四月以降ござい

ざいますので、そこで開会される全国会議で、捜査員の捜査能力とか技術向上を図るため、捜査員が取り締まりを通じて得た、いわゆる教訓、経験則からくるものなんですけれども、こういったものを共有するための捜査実戦塾、これを開催することとさせていただきました。

今後とも、こういった取り組みを通じまして、壳春というのは外国人、日本人を問わずしっかりと取り締まっていく必要がありますので、その徹底をしてまいりたいというふうに思っています。

○中丸委員 ありがとうございます。非常に前向きな取り組みをやっていて、本当に、心より感謝申し上げます。

都内で食事をしたりする中で、いろいろなお店の人から、十二時過ぎてのカラオケの取り締まりが来るので、あのうようよいるのはどうなんだというようなこともありますて、このうようよいという発言はちょっと微妙なんですけれども、そういうのが実際問題あるわけで、ぜひとも引き続ぎお願いしたいと思います。

続きまして、先日から報道されています、東芝のフラッシュメモリーの研究データの不正流出事件についてお尋ねいたします。

この事件で、もちろん犯人は逮捕されたわけですがれども、日本から持ち出した方が、要は、給料に対する不満があつたりとか、よく言われるのだが、アメリカに技術者がヘッドハンティングされる場合は、新しい技術をアメリカが生み出したために、才能のある技術者をアメリカにヘッドハンティングする。しかし逆に、韓国とか中国に流し出す場合は、これまで持っている技術データや設計図、そういうたノウハウを持つていて、高給で持っていくんですねけれども、大体一年ぐらいで解雇され、そこだけとればいいというような実態がかなり多いというふうに聞いております。

今回の事件では、事件を起こした本人は逮捕されていますけれども、実際に持ち出したSKハイニックス、韓国の企業に対しての聞き取り等、依

○古屋国務大臣 お尋ねの件は、大手の電機メーカーが営業秘匿として管理していた記録媒体開発情報を、共同開発の相手の企業の社員であつた一人が複写をして、韓国企業に開示をした、こういった疑いでございました。三月十三日、不正競争防止法違反で社員を逮捕したということです。

現在、この事件については捜査中でもございま
すので、具体的な内容についてはお答えさせてい
ただくのは差し控えさせていただきたいというふ
うに思いますけれども、御指摘の、海外にこう
いつたものが流出するといった同じような事案に
ついては、やはり、警察はしっかりと、法と証拠に
基づいて、もし違法性があれば徹底的に捜査をす
るということは、もう申し上げるまでもないこと
であります。

○中丸委員 もちろん、国内で警察においては
しっかりやつていただきたいですし、ある意味、
韓国の警察とも連動する部分とか、例えば経済産
業省を通して政府間協議を行つたり、外務省を通
じてとか、そういう意味では内閣としても取り組
まないといけない部分があるかもしれないという
ふうに私は考えるんですけれども、菅官房長官、
いかがでしようか。

○古屋国務大臣 今御指摘の再発防止とか、そ
いつた前向きの取り組みについては、経産省が一
義的に不競法の管轄でございますので、やはり、
我々は、しっかり情報を提供しながら経産省とも
連携して取り組んでいく、これは申し上げるまで
もないことであります。

○中丸委員 ありがとうございます。

次に、これも結構、昨今ニュースになつたんで
すけれども、いろいろな図書館とか書店とかで
「アンネの日記」が破られる、破損されるという事
件があつて、犯人も、容疑者が逮捕されたという
ふうな報道になつていますけれども、年齢が三十

歳を超えていて、なぜかこの事件は実名報道がないというのだが、非常に見ていてどうなのかなといふところを思うんですけれども、これは単純に器物破損という問題だけではなくて、やはりユダヤの方々からすれば、非常に、日本は大丈夫なのか、そういう何か動きがあるのかと誤解を受けるところもあると思うんです。

実名報道されない理由と、イスラエル政府に対して何らかのアクションを出されたのか、これを伺いたいと思います。

○古屋国務大臣 まず、この事件につきましては、三月十四日に、アンネ・フランクさんに関する図書を損壊したという容疑で被疑者を逮捕させていただきました。

今、何で警察が被疑者の氏名を明らかにしていないのかということでござりますけれども、今回今慎重な捜査をしておりますので、こういった背景があつて実名は公表していないということ、東京都内居住の三十六歳の男性であり、日本国籍であるということは発表させていただいております。

それからもう一点、では、これは実際にどういつた、外交的な要素もあるという御指摘もございました。

実は私、二月の二十七日に、イスラエルのアハロノビッチという公安大臣が来日をいたしまして、そのとき私も会談をしたんですが、先方からこの話題が出る前に、もう私の方から、今回の事件は極めて許しがたい事件であつて、その後、逮捕に含め、警察を挙げて徹底捜査をするよう私から警察に督励しているんだということを申し上げました。その席で、実際に公安大臣からも大変感謝の言葉がありまして、その上で、その後、逮捕に至つた際に、私からその旨をカハノフ駐日大使にすぐお伝えさせていただきました。ぜひアハロノビッチ公安大臣にも伝えてほしい、こういうようなことで、大使からは、私の電話に対しても、日本の方を信して、必ず逮捕してこれを解決

してくれるものと信じていたけれども、速やかに対応していただいた日本の警察に感謝したいといふ発言がございました。

○中丸委員 適切な対応、本当にありがとうございます。安心いたしました。

それでは次に、最近、外務省の欧州局の局長宛てに持ち込まれた意見趣意書についてお尋ねします。

これは、カトリック教会なんですけれども、岡山県の赤磐市議会議員から届けられている意見趣意書があつたと思うんですけども、バチカン市国から指名されて日本に配属されている、いわゆる司教の方々がどういったことを信者の皆様に対して言つていてるかということなんですが、ちょっと一例を挙げてみます。

反政府デモ活動への積極的参加することは信者の義務であると宗教指導、中核派や革マル派が主催する活動でも反政府デモ活動への積極的参加することは信者の義務であるとの呼びかけ、信者として反政府意識を持つよう呼びかけ、反政府活動は信者の義務だと宗教指導、宗教の言葉を引用し日本型社会構造及び文化意識への批判を行い、反対運動をとるのは信者の義務だと扇動、憲法改正は戦争を起こす行為であるとの議論そのものを否定し、また、改憲反対活動を信者に義務として奨励し遂行、いわゆる従軍慰安婦なるものの存在を政府に認めるように求める活動は信者の義務として奨励、遂行、このようなことを全国のカトリック教会組織を用いて行つてているようなんですね。

ここだけ見れば、完全な反社会活動と言わざるを得ないような内容なんですけれども、それについてどうかという趣意書が出ているということなんです。

○長谷川政府参考人 今委員が御指摘の紙は、当方でも受け取つてお

ります。

日本の国内におけるカトリック教会の動向等について、外務省としてお答えする立場にございませんので、コメントは差し控えさせていただきました。

○中丸委員 受け取つたということだけだと思うんですが。

これは、もうほとんど我が国に関する内政干渉、もっと言えば国内騒乱扇動を行つているよりも受け取れると思うんですね。これがカトリック教会がという意味ではなくて、こういう宗教活動からどんどん発端を発していつた、昔、オウム真理教という事件も国内にはあつたわけですから。そこまでのものは思いませんけれども、こういう存在があつて、外務省として答えられないということはあるとは思つんでいます。

国家公安委員長、こういった国内でのそういう国家公安委員長、こういったことなどは思つてませんけれども、もちろん信教の自由は大事にしないといけない、言論の自由も大事にしないと。しかし、こんな明らかな反政府活動的なものになつてきたものについては、どういうふうに考えていいたらいいんでしょうか。御所見をお伺いいたします。

○古屋国務大臣 これは、まず一般論として申し上げますけれども、やはり、諸外国からいろいろ対日の諸工作が仮にあつたということで、そういったことは、実は平素から相当地域も関心を持つて、警察が必要な情報はしっかりと集めていま

す。具体的な中身の言及については御容赦ください。

○中丸委員 その中で、具体的に違法行為というものがあるということならば、私たちは厳正に取り締まつていく、こういうことが警察の基本スタンスであります。

○中丸委員 非常に頼もしいお言葉をありがとうございます。

それと連動して、若干違うんですけども、実は、今月、三月二十一日に東京と沖縄で琉球独立運動というパレードが開かれるということで、警察の方に道路使用許可も出している部分もあるとい

うふうに、警察庁にお伺いしたら出ているということだったんですが。

これは、背後にどういうものがあるのかとか、いろいろな問題がこれも出ていまして、もちろん、デモ活動というのは表現の自由でもありますし、やつていただくことはいいんですけども、さつきの問題と一緒に、国内のそういう思想、言論だけでなく、他国からの意識的な国内の騒乱扇動を行おうという、それは資金的にも思想的にもそうですけれども、そういう大臣の方からしっかりと、事案はともかくとしてやつてているというお言葉を頂戴しましたので大丈夫だとは思つております。

この琉球独立運動は、かりゆしクラブというところがやつてているということなんですか。古屋大臣、御存じだったですか。

○古屋国務大臣 委員からこの趣旨の質問があることに対して、我が国は、今、公安委員長、古屋大臣の方からしっかりと、事案はともかくとしてやつていているというお言葉を頂戴しましたので大丈夫だとは思つております。

○中丸委員 今のお言葉で十分だと思いますので、この質問はここまでにさせていただきます。時間も大分なくなつてしまひましたので、もう一つ質問をさせていただきます。

○中丸委員 きょう、関口副大臣に来ていただきているんです、この質問はここまでにさせていただきます。時間が大分なくなつてしまひましたので、もう一つ質問をさせていただきます。

○中丸委員 きょう、関口副大臣に来ていただきているんです、この質問はここまでにさせていただきます。時間も大分なくなつてしまひましたので、もう一つ質問をさせていただきます。

た永住外国人の地方選挙権の付与の問題についてであります。さ、まざまな意見があるということはよく承知しております。國の制度の根幹にかかる問題でございますので、総務省としては、各党各会派でしつかりと御議論していただくことが必要であると考えております。

○中丸委員 ありがとうございます。

時間になりましたので、きょうはこれぐらいにしたいと思いますけれども、この問題は非常に重要で、國名は挙げませんが、地元の領事館の領事から何とかしてくれというような話も来たりとか、御丁重に帰化してくださいとお断りしたんですねけれども、そういうことがありますので、やはり何しっかりと議論をして、國としてどうするのかという方向性は示していかないといけないということをお願いしまして、中丸の質問を終わらせただきます。

○柴山委員長 次に、大熊利昭君。

○大熊委員 みんなの黨の大熊利昭でございました。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。恐縮ながら、時間配分の関係で、独法、特会の関係は一番最後に回させていただきまして、まとめて官房長官に通告の二点をお伺いさせていただきたいと思います。

最初に、先ほども議論にありました集団的自衛権の関連ではあるんですが、私も、先ほどの松田委員と似たような観点から、やはり、手段、どうやって法解釈を変えるのか、あるいは法そのものを、憲法そのものを変えていくのかとか、そういう手段というより何をやるのか、これが非常に重要な点だらうと。ここでの議論の手段と目的がちょっと逆転しているような面も、政府内とか懇談会ということじやなくて、私どもの党内も含めて、一般的にはあるのかな、あり得るのかなと思っておりまして、ここはちょっとあれなんですが。

そこで、具体的ないいろいろなケース、これはケースを挙げ出すと、それこそ何百通り、下手し

空、いろいろなシチュエーションもあるかもしれません。複合したシチュエーションもあるかもしれません。物すごくたくさんあると思うんですけど、その一つ一つを考えるに当たっての前提なり枠ということでお丁重に帰化してくださいとお断りしたんですねけれども、そういうことがありますので、やはり何しっかりと議論をして、國としてどうするのかという方向性は示していかないといけないということをお願いしまして、中丸の質問を終わらせただきます。

○中丸委員 ありがとうございます。

今日でもあるんだらうと思います。その枠内でいろいろなことを考えられていくのが、あるいはその枠をみ出して考えていくのが、あるいはその枠をはみ出しても、その枠によって個別のケースの前提が全く違つてくるはずなんですが、この点、要は、専守防衛という枠をはめてのいろいろな検討なのか、あるいは枠を外しての検討なのか。あるいは別の言い方を申し上げますと、安保法制懇に政府からの検討を依頼というか発注をしているような状態ではないかろうかと想像するんですが、そのときに、無条件に無制限に検討を発注しているのか、専守防衛という枠内での検討を発注しているのか、これはどちらなのかなといつて、できるだけ可能な範囲で教えていただければと思います。

○菅国務大臣 我が国は、今まで、終戦後、専守防衛に徹して、他国に脅威を与えるような軍事

大団にはならないという基本方針を堅持して歩んでまいりました。今後もこのような平和国家としての歩みといふものは引き続き堅持をしていく、

これは基本的な考え方であります。

今、安保法制懇の中で議論をいたしておりますのは、集団的自衛権と憲法との関係、こうしたことについて検討が行われて、その議論を今待つてい

るところであります。そして、報告書の提出を受けた後には、やはり内閣法制局の意見というものが当然踏まえて、与党とも相談の上、対応を検討

しました後、閣議決定を行つて、国会で御議論をいたしました後には、やはり内閣法制局の意見というものが当然踏まえて、与党とも相談の上、対応を検討

だくという手法にしたいというふうに思つていま

す。

ですから、基本は、今までの平和国家としての歩みを引き続き堅持していくということです。

○大熊委員 ありがとうございます。

民間のといいますか、一部、官も入つてました部分もやつたところもあるんですが、どうしても、民

やはり、私も金融業界におきましたときに、準

家としての歩みを継続ということは、これは専守防衛という考え方の枠内でのと、そういうことな

のかどうか、その点の御確認、可能でしょうか。

○菅国務大臣 専守防衛ということで我が国が今まで歩んできたというその基本方針は堅持をして、これからも平和国家としての歩みを引き続い

て、これからも安心感があるわけでございました。

○大熊委員 ありがとうございます。

今の官房長官の答弁、大変重要な答弁だろう

と、私自身、納得させていただきました。

非常に重要な問題でありますので、大変恐縮な

がら、衆議院本会議、昭和四十七年十月三十一日

の当時の田中総理の答弁を読み上げさせていただ

きますと、

専守防衛ないし専守防衛というのは、防衛上の必要からも相手の基地を攻撃することなく、

行なうということでおございまして、これはわが國防衛の基本的な方針であり、この考え方を変

えるということは全くありません。なお戦略守

勢も、軍事的な用語としては、この専守防衛と

同様の意味のものであります。積極的な意味を

持つかのよう譲解されない——専守防衛と同

様の意味を持つものでござります。

こう本会議で答弁されておりまして、これを継承

されるんだということを、本日、確認をさせてい

ただきましたというふうに理解をさせていただき

ます。ありがとうございました。

続きまして、分野がわたりまして、経済関係な

んですが、いわゆる官民ファンドの関係でござ

いまして、この委員会でも何度も官房長官あるいは甘利大臣等にお伺いをさせていただいたところな

ですが、いすれば、官民ファンド、官の役割が

小さくなつて民になつていくんだろうというお話を

をよくいただきます。

やはり、私も金融業界におきましたときに、準

存在の期間というものを設けるだとか、あるいは役割を途中から民間に任せるとか、そうした創意工夫ということはしっかりと行って、所期の目的にかなうようなファンドにしたいというふうに思

います。

○大熊委員 ありがとうございます。

あと、問題点としまして、民間のファンドです

と、失敗したときの責任のとり方というのがござ

いまして、これは、例えば社長なりパートナーをやめるということではなくて、実際に自分の腹が痛むといいますか、自分も実際にファンド総額の1%程度を投資するので、実際に自分のお金もなくなるということなんですが、官民ファンドの場合、霞が関の皆さんは誰も責任をとらないといふことだらうと思うんですけれども、若干これは、産業革新機構でしたか、数百万円入れているというケースはあるうかと思うんですね。ですが、ほとんどこれはない。つまり、誰も責任がとう疑念があるわけでございます。

いわゆる監督状況ということなんですが、一般的には、前回もたしか長官、御答弁いただいて、

官民ファンドの運営にかかるガイドラインといふことでやつていただいているんだろうと思いま

すが、しかしながら、このガイドラインにそぐわ

ずに失敗をしてしまった場合の責任のとり方をも

うちよつと見直していただく。

九つ官民ファンドはあるわけですが、それぞれ

のファンドのスキームによつても、その他によつ

ても、法的なたてつけによつても違うかもしれません

が、何か責任をとつてもらうような。それは

公務員の皆さんも、それから民間からそのファン

ドの会社に入つてきた方ですね、両方。そういう

仕組みといふのは、今後でもいいと思うんですね

けれども、考えられないかどうか、検討していただ

くことはどうなかといふことなんですが、この

点についてお考えをお聞かせいただければと思ひ

ます。

○菅国務大臣 まず、内閣官房の官民ファンド総括アドバイザリー委員会でチエックを、九つのファンドですか、これについては行つておるわけ

でありますし、また、政府一体となつたチエック

体制といふものも、ガイドラインをつくつて行つ

ておるところであります。ガайдラインを決定

した後は検証作業があるわけです。この検証作業

といふものをやはり丁寧にしつかり行つて、でき

るだけ早くその検証結果といふのを表に出すとい

うこと、ここも大事だというふうに思います。

そういう中で、今、責任問題の話がありま

た。そうしたことでも、委員の提案として、そこは受けとめたいというふうに思います。

○大熊委員 ありがとうございました。

私の趣旨は、失敗しては絶対いけないんだとい

うことで縮こまれということを申し上げているわ

けでなくして、これはファンドですから、どっちか

というとハイリスク・ハイリターンな投資であり

まして、ハイリターンのときはそれなりのインセ

ンティブがあつていいんだと思います。前回まで

公務員法の質疑をいろいろやつてまいりました

が、公務員の人だつて、そういう意味でのリター

ンを、インセンティブを得られるような仕組みを

入れたつていいと思うんですね。逆に、失敗した

ときに厳しい責任が問われる、そういうのがまさ

にファンドの仕組みそのものなので、民間ではそ

ういうふうにやつてあると思うので、ぜひ、そう

いう観点を追加した部分を、仕組みを御検討いた

ただけないだらうかなというふうに思います。御検

討いただけるというよくな、提案を受けとめる

いうようなお話をいただきましたので、どうぞよ

ろしくお願いをいたします。

この関連で一点、監督の状況と通告で書かせて

いただいた中に、各省いろいろ官民ファンドを

やつてある中で、場合によつては、一般的な民間

のファンドは金融庁の監督、要は金融商品取引法

のものとの監督がなされているのですが、これ

は、本来、金融商品取引法上の第二種金融取引業

者の登録が必要なのではないか、でも登録をして

いない、そういう事例があるのでないかなとい

うふうに私ども現時点で考へておるファン

ドがあります。

全部じゃないんすけれども、一部分なんです

が、こうしたところについて、私、内閣委員以外

に財金委員をやらせていただけておりまして、今

回、閣法でファンドの販売の規制強化の法律が出

てまいります。そういう中も含めて、官のファン

ドだから民間のファンドが監督を受けている法

これがどういふかと思うんすけれども、

これからどういふかと思うんじやないかと思うん

ですけれども、いかがでしようか。

○古谷政府参考人 それぞれのファンドは、まず所管の大臣のところで法律に基づいて設置をして、それで監督を受けておりますので、ちょっと今、設置について、私ここで資料を持っておりませんので何とも申し上げられませんけれども、そ

ういった点も含めて検証することは考えてまい

たいと思います。

○大熊委員 ゼヒ、九つのファンドのそういう

ことを、まさに民間への監督と官民ファンドへの監督

を、まさに民間への監督と官民ファンドへの監督

をイコールフットティングの観点からしっかりとお願

いして、まあ、監督そのものをされるのは麻生大臣かも知れませんけれども、内閣としてといいま

すか、考え方としてそういうふうにやっていただ

くべきだと思うんですけど、この点、一言お願ひで

きればと思います。

○古谷政府参考人 今の点、御説明いたします。

九つのファンドというふうにございましたけれ

ども、それぞれ個別の法律で設置をしておりま

すので、その法律に従つて監督をされているとい

うことでございます。

○大熊委員 それぞれの法律に従つてまではいい

んですが、監督されているというところがひつか

かりまして、それは、金融商品取引法の適用除外

になつてゐるという意味なんでしょうか。

○古谷政府参考人 突然の御質問ですので、金融

庁とも確認をさせていただきたいと存しますけれ

ども、検証作業には金融庁も入つております。金

融庁の目でチエックをしてもらつております。

ただ、金融商品取引法の適用とということについ

ては、ちょっと今この場では申し上げられないで

すけれども、個別の法律に従つて進めるといふこ

とでございます。

○大熊委員 先ほど冒頭申し上げたように、金商

法の登録をしていないファンドが私どもの理解で

は一部あると考えておるわけなんですね。その点、

では、これからその辺を検証していく。でも、

そのファンドはもう実際に投資実績もあつて動き

出しているわけなんですね。それは、一般的の民間

企業であれば、いわゆるコンプライアンスの観点

といふものを持ちながら、監督を受けています。

そういうことでございまして、これも、厳密に言う

大体そのぐらいだらうということで、三%上げま

すと、一年目は〇・四五%、二年目は一・〇五%

といふことでございまして、これも、厳密に言う

と、現在価値にしませんといけませんが、そこは

無視しまして、単純に足しますと、二年間で一・

五%実質GDPを押し下げる、こうしたことにな

るわけでございます。

冒頭申し上げた、補正で1%上がる、だけれども、やはり差し引きマイナス〇・五%になつてしまふ、こういう計算だと思うんですね。まず、この点、要するに、政府としては、補正というのを、消費税を上げることのマイナスをある程度緩和するという意味合いであって、全部はカバーできないんだということでいたし方ない、こういう理解で合っているかどうか、よろしいかどうか、この点を教えていただければと思います。

○浜田政府参考人 まず、一・五%ということですけれども、二年分ということになりますと、当然分母のGDPも二年分ですので、したがつて、二で割ると〇・七五%，そういうGDPの押し下げ効果になるということでございます。

○大熊委員 私の単純な見誤りかもしれません、では、そうすると、補正をやつしたことによつてネットでプラス〇・二五%になるから、カバーをするどころぢやなくておつりが来るんだ、こういう理解でよろしいでしょうか。

○浜田政府参考人 補正の効果は、たしか一年目で〇・七五%に近い、〇・七とかそのようなことらしいので、そういう意味では、一年目の影響は補正によって埋め合わされるんだろうというふうに思ひます。

二年目の話は、済みません、御指摘の短期日本経済マクロ計量モデルは、基本的に目的が一年程度の短期的な影響を分析するということです。で、二年目以降というのは参考程度の話というふうになつてまいります。したがつて、先ほど申し上げた〇・七五%というのは、仮に二年目も考慮したような一年目の影響ということで考えると、〇・七五%程度GDPを押し下げる効果が、消費税を三%引き上げた場合ですね、ということだといふことがあります。

○太熊委員 補正の効果の方は前回も事務方の皆さんの話の確認もしておりますが、単純に事業規模を足しているだけでは効果は考えていないので、二年目ゼロという計算なんですね。つまり、内閣府の研究所じやなくて本府の方の試算では二

年目の効果はゼロだというふうに発表を、これは内閣府として発表しているので、要するに一年目一、二年目ゼロなんですね。

したがつて、今のお話だと、一年目でプラス〇・一五%ですか、二で割り算すると、一年当たりにすると〇・七五%。これは二年目のデータは若干誤差が大きいんだ、こういうふうに理解をさせていただきたんですが、だとしても、ここに出ているので、〇・七五だとすると、マイナスの方が、そういう理解でよろしいでしょうか。

○浜田政府参考人 ちょっとと二年目ということになりますと、さつきも申しましたように本当に参考程度になつてしまふので、ちょっととそれで確定することはこのモデルからは申し上げられないんでですが、さつき申しましたように、二年目の波及的な影響を考慮したのが一年目ということだと、〇・七五%程度といふことがあります。

○大熊委員 何でこんな細かい数字を言つているかというと、仕事のフローの問題があつて、要するに、研究所の方はこのマクロモデルでやっていきますよ。それで、本府の方は事業規模を足していけるだけなんですね、それで経済効果は1%である。これは手法が全然違います。

何が言いたいかといふと、もうちょっと、三年なら三年ということできちつと同じモデル、同じ手法でもつて組み合わせてやつてくださいよと、せつからく、二〇一一年、これを出しているんだつたらば。補正のプラス効果も、同じようなモデルで回して、三年なら三年、二年なら二年でやつてくださいよということを申し上げたい。片一方は事業規模を足しているだけ、片一方は二〇一年のこの研究所のものがある。要するに、合つていないのでですよ、簡単に言います。これはもう非常に説法ですけれども。

これでは、やはりちょっと仕事の質としてはどうなのかなというふうに、それぞれの仕事の質は

高いとしても、本府と研究所でそれぞれが違う手法でやつてあるわけですから、これはどうなのかなということを申し上げたい、そういう趣旨でちょっと細かい数字のやりとりをさせていただきました。

稻田大臣、お待たせいたしまして済みません。残り五分で、独法と特別会計、特会の改革の関係の御質問をさせていただきたいと思います。

前回の一般質疑だつたでしようか、我々にいただく財務省さんが出しているこの資料を一つずつ、独法の財務諸表を見ました。それで、ここに載っているものの、よく言われるのが、企業会計でもそうなんですか、でも、剩余金がいつぱいあるから返せという、これは、剩余金がいっぱいあつたとしても、固定資産になつていて返せないわけですね。売らないと返せない。それを本業の事業で使つていたりすると返せないので、私どもとしては、純資産があつて、なおかつ、現預金と流動性のある有価証券、これをピックアップしてきまして、要するに、現金と有価証券があつても純資産がないと返せない、逆に、現金がなくて純資産があつても返せないということで、要するに、低い方、厳しい方、小さい方の数字で集めてきても四兆八百十四億あります、かなりの大きな数字だ。

これを一瞬にして全部返せといふと、これはなかなか、資金シヨートするところもあるんだろうと思うので、例え、一年一兆で四年で返していく手法でもつて組み合わせてやつてくださいよと、せつからく、二〇一一年、これを出しているんだつたらば。補正のプラス効果も、同じようなモデルのこの研究所のものがある。要するに、合つていないのでですよ、簡単に言います。これはもうお金を持っていまして、医療関係というのは社会保障でお金が必要だ、世の中としてはそうなつている。ところが、大変なお金持ちの独法なんですね、すごくお金を持っているんです。どのぐらい持つてあるかといいますと、純資産が四千三百三十一億。それで、現金と流動性のある有価証券が、千四百三十一億九千万ですから、千四百三十

二億。

それで、先ほどの、前提を申し上げました私のスクリーニングですと、この場合、四千三百億を返してくれじゃないで、小さい方の千四百三十一億になるんですね。これをさつきのものを足し合わせると四兆になるという話なんですが、千四百三十一億、国庫に返してもらえるはずなんですね。これを瞬間的に、一気にやると資金シヨートするかもしません。したがつて、何年かに分けられて返してくださいといふことは言えるはずなんですが、それでも、こういった考え方について、大臣、一言御所見をお願いいたします。

○稻田国務大臣 一般論として、独立行政法人通則法八条第三項によつて、法人には、不要となつた財産を処分する義務が課せられていて、不要財産については、主務大臣の認可を受けて、国庫に納付することとされています。

○大熊委員 バランスシートだけを見ると、明らかにこれは返してもらえる、不要なのではなからうかという疑いは少なくともあります。

また、この国立病院機構につきましては、さらにおかしなことがございまして、会計検査院が昨年の九月に「独立行政法人における政府出資金等の状況について」という報告書を出しているんですけど、その中に国立病院機構があります。

どうおかしいかといいますと、平成二十一年度から二十二年度にかけて、二年間にわたつて、追加の出資を、要是は国庫から国立病院機構に対し、六百九十二億円やつてあるんですね。ところが、会計検査院の指摘では、そのうち五百二十九億円、何も使っていませんということなんです。

当事者のコメントとしては、二十五年度以降に使いますよというコメントなんですね。でも、そうすると、明らかに四年間は遊ばせていましたということなんですね、この五百二十九億を。

普通、企業経営であれば、資金調達は直前にし

に次の一号を加える。

四 内閣総理大臣の諮問に応じて研究開発の成

果の実用化によるイノベーションの創出の促

進を図るための環境の総合的な整備に関する促

重要事項について調査審議すること。

第二十六条第二項中「第六号」を「第六号の二」

に、「及び同項第一号」を「並びに同項第一号及び

第四号」に改め、同条第四項中「及び同項第一号」

を「並びに同項第一号及び第四号」に改める。

第三十一条第一項中「二年」を「三年」に改め、同

条に次の一項を加える。

3 第一項の議員の任期が満了したときは、当該

議員は、後任者が任命されるまで引き続きその

職務を行うものとする。

附則第二条の二第一項中「第三項第七号の六」を

「第三項第七号の八」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第一条 この法律の施行の際現に内閣府設置法第二十九条第一項第六号に掲げる議員である者の任期については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。(特別職の職員の給与に関する法律等の一部改正)

第四条 次に掲げる法律の規定中「総合科学技術会議」を「総合科学技術・イノベーション会議」と改める。

一 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第一条第十七号及び第五十一号並びに別表第一

二 科学技術基本法(平成七年法律第二百三十号)第九条第三項

三 ヒトに関するクローリン技術等の規制に関する法律(平成十二年法律第二百四十六号)第四条

第三項

四 独立行政法人科学技術振興機構法(平成十四年法律第二百五十八号)附則第五条の三及び

第五条の四

(文部科学省設置法の一部改正)

第五条 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第四十四号及び第四十六号中「関すること」の下に「(内閣府の所掌に属するものを除く。)」を加え、同条第四十七号を次のように改める。

四十七 削除

第一類第一号
内閣委員会議録第六号 平成二十六年三月十九日

平成二十六年四月一日印刷

平成二十六年四月三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

0